

令和3年第4回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和3年12月13日（月曜日）

◎出席議員（13名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 澤 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	12番	井 脇 昌 美 君
13番	吉 田 敏 男 君		

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 弘 幸 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 請 願 第 2 号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する請願書< P 3 >
- 日程第 2 一般質問< P 3 ~ P 4 2 >

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）

12月7日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日12月13日は、最初に総務産業常任委員会に付託し、休会中の審査となっております、請願第2号について、審査報告を受け、審議を行います。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 請願第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第1 請願第2号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する請願書の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、採択です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、請願第2号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する請願書の件を採択をします。

本件に対する委員長の報告は、採択です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、請願第2号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する請願書の件は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番田利正文君。

（5番田利正文君 登壇）

○5番（田利正文君） 通告書に従って、一般質問を行います。

質問事項ですが、里見が丘公園の現状と今後の計画についてです。

里見が丘公園は町内外の多くの人々に活用されていますが、経年劣化・老朽化部分の補修・改善、時代の流れ・変化に応じた対策が必要となっています。

以下の件について伺います。

一つ、里見が丘公園再整備基本計画、見直し計画に基づく取組の現状について。

1) 園内の補修・改修すべき部分の現状は。

2) キャンプ場は「補修・改修しながら継続利用していく」ということですが、補修・改修の現状は。

3) キャンプ場への導入路の修理・拡幅、キャンプ場から総合体育館・プール、新しくできる浴場施設への園内園路の確保、これと連動した誘導サインの設置は。

4) キャンプ場への導入路は、里見が丘の国道からしか入場できないが、南4条から上がり総合体育館のところを経て入場することのできる園路の新設と導入サインが必要では。

2、フラワー園及び商店街の現状と今後の計画について。

1) フラワー園及び商店街の町としての位置づけは。

2) 同地域の今後の在り方と景観を守る計画は。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の里見が丘公園の現状と今後の計画についての一般質問にお答えします。

里見が丘公園再整備基本計画、見直し計画に基づく取組の現状についてですが、令和2年第2回定例会で行政報告を行いましたとおり、当面は既存施設の長寿命化修繕等を中心に、財政事情を考慮した上で施設の利用状況などを踏まえて改修や整備を進めてまいります。

1点目の園内の補修・改修すべき部分の現状につきましては、遊戯ゾーンではお山の遊具・ふわふわドーム等の遊戯施設や足湯・バーベキューガーデンの整備、スポーツゾーンでは園路や公園灯、さらにレストハウス・総合体育館・温水プール・野球場・サッカー場等のスポーツ施設の改修、交流ゾーンではフラワー園内展望台の更新を行っています。

そのほか、老朽化した施設につきましては、調査を行い優先度をつけて修繕等を進めています。

2点目のキャンプ場の補修・改修の現状につきましては、本年度に7棟のバンガローとトイレの塗装等に維持修繕を行いました。

3点目のキャンプ場への導入路の修理・拡幅は、令和5年度から2か年で整備を予定しており、キャンプ場から総合体育館周辺への園内園路の確保、誘導サインの設置につきましては、徒歩により往来可能な園路がありますので、その園路を利用していただけよう誘導サインの設置を行う予定です。

4点目の総合体育館エリアからキャンプ場にアクセスできる園路の新設とサインの

整備につきましては、見直し計画では財源確保が困難な状況から当面保留と判断しましたが、新たに浴場が整備されることもあり、公園全体の利活用や利便性の向上、管理運営上の観点等から、改めて利用形態等の分析を行った上で検討が必要と考えております。

続いて、フラワー園及び商店街の現状と今後の計画についての御質問であります。1点目のフラワー園及び商店街の町としての位置づけですが、この地域の生い立ちを見ると、食堂組合の有志が中心となって設立された足寄高原観光株式会社により、昭和48年に保養施設であるグリーンパークがオープンし、町営大駐車場も整備されました。昭和52年にスキー場がオープン、フラワー園もこの頃に町民有志の要望を踏まえ整備されました。こうした整備が進められる中、観光土産品店や食堂等の出店希望者を公募し、町有地を貸し付け、商店街が形成されたものです。

昭和50年代は市街地に入る西の玄関口、観光・集客施設として一定の役割を担っていた地域でありましたが、時代の経過とともに観光客ニーズの多様化や個人旅行の増加など、旅行形態の変化により、その役割は薄れてきたものと考えております。

2点目の今後の在り方と景観を守る計画につきましては、飲食店等があるエリアについては、里見が丘公園商店組合が既に解散しており、営業を継続されている店舗も限られ、個々の店舗の将来設計や経営の問題等は様々と考えられ、現時点で町が何らかの計画を主導する現状にはないものと考えております。

また、フラワー園は、本定例会で行政報告させていただいたとおり、生き残っている芝桜やコケ、植物の定着状況等を踏まえ、これまでの観光・集客施設としての位置づけから、町民の憩いの場・レクリエーションの場へと移行させ、芝桜だけでな

く、現地に生育する桜やツツジ、珍しいコケ等を観察できる緑地公園として維持管理に努めてまいりたいと考えております。

当エリアの景観につきましては、今後もフラワー園周辺の環境美化に努め、町民に愛される憩いの場として管理運営を行ってまいります。

以上、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

5番。

○5番（田利正文君） 答弁の中で、もう少し詳しく補修・改修すべき部分、計画の中で出されてはいたけれども、それらについて触れられるのかという期待がありました。それはそれとして、一つ目は触れられませんでしたけれども、親水広場ありますね。そこについてですけれども、あその部分が親子で水遊びができるような場所にならないだろうかという思いがあるので、すけれども、この部分についての現状の捉え方というか、あるいは押さえ方というのでしょうか、どんなふう考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 親水広場の現状ということでの質問と思いますが、親水広場につきましては、前にも一度どういうふうに、どういう形に使用したらいいのかとか、親子で遊べるようにしたらいいのかわからないかとかという話もございました。

そして、その後なのですが、親水広場として通常の維持管理をしてきているところですが、土砂等がたまったり、なかなか親子で遊びに行きづらいという面も御指摘を頂いたところなのですが、今後におきましても、そういった部分の土砂や何かをきちんと撤去、清掃するような方向性と、親子で遊べるような親水広場にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 今、課長の答弁であそこ親子で遊べる場所にしたいというふうにありましたが、可能でしょうか。というのは、見てきて思うのですけれども、全部泥なんですよ。下に砂利が入っていて上が砂で、きれいな水が流れているのだったらいいのですけれども、どんどんどん泥がかぶさってきているという感じで、そして草が生えているのです。草が生えてきれいになっていけばまだいいのですけれども、あそこで子供さんを水の中ではだして遊ばせるなどなかなか難しいのかなと思ひましてね、それであそこそういうふうにするように改善ができるかどうかという思いがあったものですから、そのちょっと伺いたかったということなのです。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 遊ぶようにできるのかという御質問なのですけれども、確かに土砂等は、毎年砂防ダムは一応つけていて上流部にあるのですけれども、どうしても雨だとかそういった類いで状況に応じて土砂等が流れ込んできているというのはやっぱり確かに実情としてあります。なので、ちょっと一度やってみないと分からないのですけれども、ポンプとかで一応洗浄というか土砂を飛ばしてみても、やはり年々年々毎年土砂が来るだろうというふうには想定されるのですが、その対応が通常の維持管理の範疇でできるのであればそういうふうにしていきたいというのもあるのですが、大々的に改修をして完全に土砂を止めるというような形になると、道河川部の部分もありますので、なかなかすぐにはできないかなと思います。なので、当面は通常の維持管理の範疇の中でどのようにして遊ぶようなことができるようになるか、ちょっと模索をしたいなというふうに考えてますので御理解のほどよろしくお願

いします。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 分かりました。いろいろこんなふうにしたらいいのではないかという思いはありますけれどもお金がかかりますので、できる範囲のところでは維持管理をしていただきたいと思います。できれば本当に親子が遊べるような場所にしていただきたいと思いますというふうに思います。

あそこにあずまやがありますよね。だからあそこに行って、お弁当持ってお昼を食べるだとかね、家族連れで、あるいは地域ぐるみでとできる場所だと思うのです。ところが、水場だけどうもちよっとそうになっていないものですから、それにふさわしいものになればいいなという思いがありますということだけお伝えしておきたいと思います。

2つ目ですけれども、出会いの森の件です。

見直し計画の中に、公園外から公園内までの案内、それから公園内の移動の誘導案内、そのサインを計画をして作成するというのがありましたけれども、ウォーキングなどで使っている団体の方などは別だと思えますけれども、一般町民の方、あるいは町外から来られた方があそこの出会いの森ずっと歩いてみたいといった場合に、迷子になるのではないかという思いがあるのですよね。それで、出会いの森に今言われた親水広場のところから入る入り口、それからキャンプ場からと、それからネイパルからと、もう一つは旧、何でしたか、あそこ。温泉あったところから国道から右に入って、植樹祭のところから下りてくるところ、4つぐらいの侵入路があるのでないかと思うのですけれどもね。上のほうから来るやつは多分そんなに多くはないと思います。多くはキャンプ場からと、その足型公園のところ、親水公園のところね、そことネイパル、この3つでないかと思うのですけれども、その入り口のところに本来でい

けば大きな看板があって、全体図が分かると。こういうコースがあって、こういうふうに帰ってくれば来れるなというふうに分かる全体図の大きな案内板が必要だと思うのです。

それと、要所要所に、ここを右に曲がるか左に曲がるか、直進とか、Uターンとかというところどころに必要なサインが必要だと思うのですよね。それをつくっていただきたいと思いますという思いはありますが、これも金がかかります。だから、そこまですなくてもいいと思うのですけれども、少なくともA4の大きさで結構だと思うのですけれども、その入り口のところ、例えばキャンプ場の管理人のところ、あるいは足型公園のところのあずまやかトイレに置くだとか、あるいはネイパルだとかのところにA4で全体図があって、なおかつ自分が行きたいところ、コースで行けるようにサインの書いてあるところなども分かるような図面をね、紙だけで置いておくのとあれでしょうけれども、ラミネート加工するとか、それも面倒くさければファイル、ファイルに入れてA4のやつを入れておいていただければいいのかなという気がするのですよね。それぐらいはお金かけないでもすぐできるのではないかという思いがあります。できれば、来年のシーズン始まる前にそれぐらいは用意していただけないのかなという思いはありますけれども、これについてはどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 出会いの森含めて、里見が丘公園全体のちょっと話になるかと思うのですが、公園の誘導サインなどについては、公園全体の設置は議会や町民の皆様から分かりにくいと、田利議員仰せのとおり、山に入ったら分からなくなるのではないかと、迷子になるのではないかとというような声も聞いております。必要性については認識しているところなので、設置に向けて進めていきたいというふうに考

えています。

先ほど田利議員仰せの小さな看板については、早急というか早めに設置できるかなというふうには思っているのですが、何分面積が広いので、来春までにすぐつけるというのはちょっと難しいかなというふうには考えています。必要性については認識していますので、そういったサインについては今後設置していきたいというふうに考えています。

次に、案内地図の作成、設置ということなのですが、地図については今後作成して、今現在のところで設置場所だとかを検討しながら進めていきたいというふうには考えているのですが、設置方法も先ほどおっしゃられましたA4サイズでもいいのだとかという話も伺っているのですが、野ざらしにして置いておけないというのもあるので、ファイルに入れて置いておくということにもならないので、その辺の設置場所についてちょっと検討しながら進めていきたいというふうに考えていますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 今サインはつくるといふに言われてましたので、A4のやつも必要であれば置くということで、できれば来シーズン始まる前に大きな看板がまず間に合わなければA4サイズで、必要な人には渡すようにぜひしていただきたいというふうに思います。

それで、キャンプ場への、これ答弁でありましたね。5年でないとできないということですね、今のフラワー園のところから入る、今のり面が崩れているところですね。あれは5年ですね。それは本当は来年度の始まる前に、あそこだけでもせめて直してもらえないかなという思いがあったのですけれども、今答弁で分かりました。

崩れているだけでなく、少し今直りますけれども、石が出ているのですね。普通乗用で行くと腹引っかかるのですよ、と

いうのがありましたので、それらも一度整備して来シーズン開けるとときにはきちんと整備していただきたいなというふうに思っています。

それと一つは、ここで3、4で導入路の提案をしていますけれども、新しい温泉施設ができるということも含めて、園内、南4条から上がってと私は書いていますけれども、神社のところから上がって、そしてキャンプ場まで行ける道路、それからキャンプ場から逆に下りてきて温泉施設まで行ける道路が必要だというふうに思っているのですけれども、それがもし可能ならば温泉施設が開場するまでの間にできないだろうかという思いがありますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） キャンプ場、それと下の公園、里見が丘公園と結ぶ道路ということでの話かなというように思っております。

先ほども申し上げましたが、徒歩で歩いてこれる、そういった通路というのは今までもずっとありまして、そういったところを通ってくると里見が丘公園のちょうどパークゴルフ場があったりだとかするようなところに、下に下りて来れるようなそういったところはございますけれども、車で通るだけの道路というのはもともと計画の中で、再整備の計画の中にはございましたけれども、なかなか財政状況だとか、もともと補助だとかそういういろいろな財源も確保できればそういうことができるなというふうに考えていたところがございますけれども、そこら辺なかなかその財源が難しいというところがございますので、すぐにはできるという状況にはないのかなというふうに考えているところであります。

もともとのここを計画したルートでいくと、ぐるっと回っていくようなルートになってましたので、かなり距離もあるということで、これをやるとするとやっぱりか

なりの町単独でやらなければならない事業というのは多いのかなというように考えています。

ルートとしてはほかにも検討すればもっと国道に近いところだとか、そういったところで上っていく、車でも上っていけそうなところというのはあるわけですし、そういったところも含めていろいろと検討はしているところでございます。管理だとかそういったものも含めてできる、そういうルートができればなというところは考えているところでもあります。

今のところでいけば、どちらかというところと先ほどお話あった国道のところから元の青少年会館のところに入って、キャンプ場まで行くまでの道路、かなり狭いですし急な坂道というようなことになってございまして、なかなかキャンプ場に行くにも途中で車が来ると交差できないぐらいの狭い道路ですので大変なのですけれども、そういったところの整備をまずは先にしなければならぬのかなというように考えているところでもあります。

まずその今あるキャンプ場に行くための道路をきちんとまず整備するということが先かなと考えておりますので、そちらをまず先行させてやらせていただこうかなというように考えているところでもあります。

その後、温泉ができて、例えばキャンプ場に来られた方も例えばお風呂に入りたいとかという方ももしかしたらいるかもしれません。そういう人たちが行くのに、国道に一回出てぐるっと回ってだとかということではなくても来れるということになれば、利便性は非常に上がるのかなと考えているところでもあります。

ただ、町で考えていたのは、もしもそういう道路ができたときには、国道のほうから直接入るといえるのはできなく、もともとの計画ですけれども、国道から直接入るといえることはしないで公園の中から上がっていくという方向で考えておりますので、そ

ういったことも含めて、いろいろと今後検討させていただきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） どっちにしてもちょっとそう簡単にできそうなものではないということが分かりましたので、現場を見てきたのです、改めて今回この質問をするのにね。今、町長が言われたぐるっと、当初計画でいくと、バンガローでない、コテージでしたか、コテージを新設するほうに曲がってくるやつが計画ありましたね、それが無いということですから、今、旧というのでしょうか、青少年会館のところから真っすぐ下りてくると、国道に沿って下りてきて、高校のところには道路ありますよね。あれにつなげれないかと思って見てきたのですけれども、結構あそこ落差あるのですよね。落差あるからちょっと無理なかなと思ったのですけれども、担当者にお聞きすると、国道がついているのだから、国道と平行して走らせることは可能だと思うという話もありましたから、可能であればそのところを何とか温泉浴場ができる前に、そのところ砂利でも結構ですからできればいいかなと。もしそれが間に合わなければ、町長の答弁の中にありましたけれども、階段を使って来れるルートがあるのだそうですね。それちょっと私知らなかったものですから、そのルートもきちんとキャンプ場の管理人さんのところに置いておいてほしいと思うのですね。きちんとこういうふうに行けるよと。そうすれば浴場に行けるよということをつかむようにしておいてほしいなというふうに思っています。その辺はいいでしょうか、そんな感じで、もし可能であれば砂利の道路でもできないか、あるいは無理だとすれば、当面できるまでの間、歩いていける道路があるということも周知徹底していただきたいという意味ですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 道路については、先ほども申し上げましたように、財政状況だとかいろいろなこともありますので、なかなか簡単にということにはならないかなというように考えているところでありませ

す。今既存で歩いて下りれるだとかといった部分については、先ほど出会いの森の関係でお話しさせていただいておりましたけれども、そういう紙でつくったマップみたいなものがもしもできれば、そういったような中にそういう通路もあるというようなことも書くことは可能かなというように思っております、そういった形の中でキャンプ場だとかに来ていただいた方に配布するだとか、そういう形で対応はできるかなと、そういうのは可能かなというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） そういう方向でよろしくお願ひします。

キャンプ場の件ですけれども、これも細かく触れられませんでした。キャンプ場の駐車場のところに車止めの柵というのでしょうか、鉄のこういう柵があるのですけれども、あれが高すぎて、バックすると車の車体にぶつかるのですよね。だからあれは撤去するか下げるかして、車の車体が、車のタイヤがどんと当たって止まるというぐらいの低さのものであれば一番いいのだけどなというのが現場の利用者の声でした。その辺が、何というか、変更は可能でないのかという気がするのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 柵がぎりぎりなんだね、多分ね、ぎりぎりなんだね。

答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） お答えをします。

例の駐車場の車止めでなくて柵なのです

けれども、確かに縁石、車のちょうど、舗装の縁石のところから車の後ろのタイヤが行くとちょうど柵にぶつかるようなところについていたかと思うのですが、それについては確かにぶつかって傷だとかについても嫌なので、次年度に向けて下げるなり、撤去するなりというほうは検討していきたいなというふうに考えていますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） ぜひそのようにお願ひいたします。

キャンプ場の件については、現地で実際見ておられる管理人さんの御意見ですね、要望などもしっかり聞いていただいて、適切な対応をお願ひしたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

次に移らせていただきます。

フラワー園のほうですけれども、私ここで聞きたかったのは、前回私が聞いたときにフラワー園を含むあの地域ですね。どういふふうに表示していいのかわかりませんでしたがけれども、フラワー園を含むあの地域、スキー場まであるのでしょうか、あの地域がかつては足寄町の出入口であつて顔であつて、重要な地域だという位置づけをされていたように思ひます。その位置づけが現在は変更ないのかどうかということがお聞きしたかったのです。いや、微妙な言い方ですけれどもね、今はもう交通事情も変わつて流れも変わったから、以前ほどそんな重要視はしてないという位置づけなのか。いや、だけれども、やはりあそこは入つてくれば真つすぐ足寄の顔なのだから、やっぱり重要な位置だというふうに思っているのかどうかというところがちょっと知りたかったのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 足寄町としての位置づけというのはきちんとはつきりともともと最初からこういうものだというこ

で、どこかにきちんと書かれているようなものというのはたしかないと思います。私の考え方でいきますと、先ほどもお答えしましたように、現状の中でいけば、あその部分がやっぱり確かに足寄町の入り口といえ入り口ではありますけれども、実際のところはやはりその下まで下りてきて、動物化石博物館ですとか、それからドライブインがあったりだとか、新しく大きなお店ができたとかという、本当に市街地の端というか、そういったところがやはり足寄町の入り口ということになるのかなというように感じているところでございます。

現状として、あその里見が丘確かに入り口ではありますけれども、お店もどんどんなくなってきて、今何店かしか残っていないという状況ですし、それからフラワー園のところもお話のとおり、今までのお話のとおり、決して芝桜もきちんと生えているという、定着しているということではございませんので、芝桜の時期というのは本当に一定の一時期だけでありますけれども、昔はお花まつりだとかというのもやっていたりだとかしてまして、そういう位置づけにはなっていたのかなというように思いますが、現状では決してそういう状況にはなっていないと考えていますので、私としては入り口と、確かに玄関口ですよというのは確かにそのとおり、場所的にはそのとおりだと思いますけれども、やはり現状ではもう少し下に下りてきたところがやっぱり玄関口になってくるのかなというように考えています。

やっぱり時代とともに状況というのはやっぱり変わってきているのかなといったところで、フラワー園、今も今日の回答でもございますけれども、位置づけとしては少しずつやっぱり変わっていかざるを得ないのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 町長言われているのはよく分かりますが、前回の私が前回一般質問したときの位置づけと大分トーンが下がったなという感じがしています。それもしょうないのだろうと思いますけれどもね。思いますけれども、ただあその場所が、何というのでしょうか、一番上にある何とかドライブインのように廃屋がごろごろと並ぶというふうになったら絶対にまずいと思うのですよね。そんな思いも込めてちょっとこれからちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

まず一つは、あそこに下に1か所、上に1か所トイレがありますよね。このトイレの維持管理というか、今後これどうするか。あるいは改修計画があるとか、いろいろなことがあるのだと思うのだけれども、これについてはどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども申し上げましたように、公園として観光施設だとかというようなことではなくて、やはり今後町民に親しまれるような緑地公園ということで考えておりますし、それからスキー場だとかもありますので、引き続きこれからも維持管理をきちんとしていくというのは変わりございません。そういった意味で、トイレもあそこに2つあると。1つはやっぱりスキー場の近くだとかでありますから、やっぱり冬だとかも使われるというように思いますし、それから大きなほうの下のほうのトイレについては、大きな駐車場もありますので、あそこを使われている人だんだん少なくなっているかもしれませんが、やはりそういう需要というのはあると、現状の中で使われている状況でありますので、これからも緑地公園の中のトイレですとか、駐車場だとかという位置づけの中で維持管理をしていこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） すみません、もうちょっと詳しく言ったほうがよかったのだと思います。ちょっと失敗したなと思いますけれども。

上のトイレですけれども、下愛冠4丁目の公園の中にあるトイレのような、僕らが子供の頃のような、男性であれば壁に向かって放尿するようなトイレなのですよね。あのトイレはあのまま維持するののかということも聞きたかったのです。何ぼスキー客であっても、あれはちょっとひどいのかなという、現在はですよ、という思いがあって、改修計画が近々あるのだろうかという思いも含めて、ちょっともう一度お願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） トイレの改修の関係でございますけれども、当面は今のトイレということで維持管理をしていこうというように考えているところであります。

今後どう使われていくのかといった部分なども含めて、本当にそこが必要なのかどうなのかも含めて、今後検討していかなければならない部分なのかなと思っています。

大きなトイレもありますし、それからそんなに大きく離れているということでもございませんので、将来的に下のトイレ1つにするということもこれは検討の一つになるのかなというふうに思っていますので、そういうことも含めて、当面は現状のまま維持管理していこうというように思っていますけれども、将来的には少し検討の必要のあるトイレなのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） そういうふうになるだろうというふうに私も思います。できればきちんと維持管理というか、清潔に管理していただければ古くてもいいのだと思

うのです。なかなか行き届いてないところが結構ありますので、その点ちょっとお願いをしたいと思います。

そして、最終的にはやはりどんどん劣化していきますよね、上のトイレなどは。であれば、下の大きいところに集約するということになるのかなというようには思っていますけれども、そんなことも含めてぜひ維持管理をお願いしたいと思います。

それで、今、町長の答弁にありましたけれども、町民の憩いの場、レクリエーションの場への移行を進めたいということですが、それがうまくいって町民から多く活用されるようになったとして、フラワー園のところから国道を横切ってキャンプ場に行く、あるいは散策路に行くというのは非常に危険だというように思うのです。1台か2台行くぐらいならまだいいのですけれども、もし何台かが重なっていくなんてことは交通事故になる可能性が大きいのかなと、あそこの部分いつも思っているのですよね。まだ今のところ事故起こってないようですからあれですけれども、その辺のところについてはどんなふうに考えているでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） あそこの国道のところでありまして、地下に通路がございまして、通行する人についてはなるべく下を通行していただくというか、地下の通路を利用していただくということが一番いいかなというふうに思っています。

車であんまり渡るということはそんなにないのかなというふうに思っています。大きな駐車場のほうからキャンプ場に行くのだかというのはそんなにそんなにはないかなというふうに思っていますので、そこはそんなに気にはしてなかったところなのですけれども、ただカーブがありまして、下から上っていくほうが2車線あるということで、そしてすぐ例えば里見が丘の元の青少年会館のほうに曲がっていく車がいり

だとかするとき、非常に危険な状況になる可能性もあるということもあって、あそここのところから入るようにしないほうがいいのではないかとというような声もあるということもあって、先ほど話ありましたようにキャンプ場がもしもつながれば、下のほうからつながれば、あそこは国道から入れないようにしたほうがいいのかなという、そういった思いもございます。ただ、現状の中では、あそここのところに入っていき、あんまりいらっしやらないと思いますけれども、通行するときには十分、下から2台もしかしたら来るかもしれない、スピード出してくるかもしれないというのは気をつけながら横断していただく、車で横断する場合にはですね。そんなことを注意をお願いをしながらということになるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 次に移ります。

緑地公園にすると、フラワー園をね。芝桜にこだわらないで、残っている芝桜を1か所に集めて、残りはまたいろいろ考えるということのようですね。そうすると結構空き地がありますよね。空き地というか空いたスペースがあると。そこをどうするのかというのが思いがありまして、その中に例えば町民の方が町外に出られる方って結構多くなってきてますよね。なってきたのか、もともと多いのか分かりませんが。そのときに庭にツツジや桜やチシマザクラだとかいろいろな、多少小さい木のかのかな、いろいろのがあったり、それから多年草の草があったりとかとあります。そういったものを例えばこっちに頂けませんかという、何だろう、町民への協力を呼びかけるなどということでは考えていないのでしょうかということなんですけれども、いっぱいあっても困るのですけれどもね。困るのですけれども、ぼちぼちと埋めていくのにはいいのではないの

かと。わざわざ苗木を何百本買って埋めて、一気に緑地公園にするというのではなく、5年かけて10年かけている間にいつの間にか埋まっているという形もいいのかなという思いがありまして、そんな考えはないだろうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 議員仰せの町民の方々の木や何かを植えてはどうかということなのですが、そういうふうに町民に皆さんにお示ししながら進めてしまうと、どんどん木が集まってきたりする、だんだんだんだん維持管理がまた大変になってくる、そういったこともありますので、今現状ではそういうことは考えていません。

確かに、広い部分、草とかいうかになっているので、当面は草刈り、除草をしながら進めていき、利用者協議会等々でどういった方向がいいとかという、そういう話が出れば、そういうことも含めて今後検討していきたいと。現状ではそこにそういうことをするという考えは今のところしておりませんので、御理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 次に移ります。

食堂街が形成される時点で、先ほどの町長の答弁にありましたけれども、観光土産店や食堂等の出店希望を公募しとありました。こういうふうにありますので、多分そのときにこういう業態だとか、あるいはそこを貸す場合の賃貸契約書みたいのがあったのだと思うのですけれども、それには原状回復するだとか、あるいは景観を乱すなどは多分昔はなかったと思いますけれども、使用目的から外れた、外れているなんてことがあった場合には契約を解除するだとかというのは、そういう規定が、規定とかいうか要項とかいうか、契約書とかいうのがあったのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

現在もこれらの店舗等9社に貸出しをしておりますけれども、例えば土地を返還する場合は原状回復義務をしなければならないという規定がございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） すみません、ちょっと課長の言ったの聞き取れなかったところあるのですけれども、土地を返す場合は原状に回復するという、その1点だけでしょうか。業種の指定はなかったのでしょうか。例えばお土産屋さんとか、食堂とかというふうに規定されているとかという規定はなかったですか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 一番当初に貸付けをした以降、平成13年に一度商店街の方々と話し合いを持ちまして、そのときにちょうど平成13年3月に契約期限が迎えたということで、商店街の方にお集まりをいただいて、新たに契約を更新したところでございます。そのときに、使用目的等を現状に合わせるように目的を変更いたしましたことと、あと契約の解除という規定もございまして、例えば賃貸借物件、要するに土地の管理が良好でないとき、あるいは契約条項、契約書の契約条項に違反したとき等は契約を解除するという規定もございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 下から上がって行って大きいトイレありますね。大きいトイレの左側に多分昔は4棟というのですか、建物があったと思うのですけれども、今は2棟しかないのですよ。今、課長の答弁聞いていましたら、13年3月に更新をして目的も定めたし、それから使用目的に合わない場合には契約を解除することもできるという話をされてましたよね。あそこ

ちょっと行ってみましたら、2棟はあるから当然契約更新、続いているのだろーと思えますけれども、それ以外の左側の2棟はもう既に建物はないのですね。ないということは契約は終わっているのではないのかと思うのですけれども、それは違うのでしょうか。あるいは、契約は終わってなくて、建物はないけれども土地はそのまま借りているということになるのでしょうか。その辺のところちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 2つの建物ございますが、現在も契約は継続中でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 申し訳ございません。今の答弁撤回させていただきまして、もともとあった2棟については契約を現在しておりません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 契約は終わっているということですか。

とすると、あそこに元所有者というのでしょうか、が見ればどうか分かりませんが、僕ら全くの第三者が見ると、ごみ、廃棄物にしか過ぎないものが野ざらしになってあるのですけれども、原状回復をするという賃貸契約からいくと原状回復になっていないのでないかと思うのですよ。なぜそうふうに放っておくのかなという気がするのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 私も1か月ほど前にたまたまこちらにちょっと仕事、業務上ちょっと行ったところなのですけれども、実際に確かに今田利議員おっしゃるとおり、ごみのようなものが散乱していたということは見てきたところでございます。

今後、なぜそのような状態になったの

か、現状ではちょっと私把握しておりませんので、その辺を調査いたしまして、取扱いについて今後課内で検討したいと思えます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） その件については、先ほど言ったように、あの地域を、僕に言わせると景観を守るという点で、廃屋やごみが散乱される地域ではなくて、きちんとやっぱり維持管理されている地域にしたいという思いがありまして、そういう点からも賃貸契約があって賃貸契約上きちんと契約が終わっているのであれば、原状回復きちんとされてなければだめだという思いがありましたので、それについてちょっと調べていただきたいと思えます。

それで、隣町の例なのですけれども、足寄町と同じく廃屋を出してはならないということで、老朽施設の解体に補助金出しているのですね。どのぐらいやっているのかなと思ってちょっと見ましたら、5年間ですけれども、市街地の一般住宅、旅館などで51件、農村地域で22件、営農施設で26件、約4,200万円の交付額の実績があるのだそうですけれども、これらを使って隣町では空き家をどんどん、空き家というか廃屋に近いやつを、使えないやつを解体していつているということなのだと思うのですけれども、こういう発想がやっぱりあの地域にも必要なのかなという思いがあるのです。というのは、今賃貸契約あると言ってましたけれども、賃貸契約があって、あそこの建物、営業やめて建物を解体する、そして原状回復するというふうにきれいになっていけばいいですけれども、いけない場合どうするかというときに、今言ったこの隣町の制度、足寄の制度を、こういうのがあるのだよということも話をさせていただいて、使ってもらうと。そして、可能な限り廃屋は出さない、廃棄物は出さない、ごみは置かないというふうにしてい

ただける必要があるのではないかという思いがあるのですよね。その辺での認識の一致というのはどうでしょうか、考え方というのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 解体の補助というお話ございました。陸別だとかはかなり以前からそういう補助もしていたりとかしてました。足寄町でも随分と今までも検討を進めてきたところであります。

現状では住環境・店舗等整備補助金ですか、あの中で解体についても補助を出すということにしておりまして、限度額が50万円ということになっておりますけれども、その中できつと解体するのにもっとお金がかかると思うのですけれども、その中に一部の補助金として町から支出をするということになっています。

そういう補助金も解体の呼び水とっていいかどうか分からないですけれども、そういったものになって、きっかけとして町からも補助金があるから解体しようというようところに結びついていけばいいのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 最後になりますけれども、私の私的な経験からの発想ですけれども、行政、民間問わず人の集まる組織というのはその組織のトップの方、町でいえば町長ですよね。町長のものの考え方、言動によって大きく左右されるのでないかという思いがあるのです。なぜそんなこと言いたいかというと、結局あの地域を今後黙って放っておけばですよ、放っておけば、言葉悪いかもしれませんが、放っておけば、廃屋が並ぶかもしれません。そうしないために、現在利用されている、賃貸契約されている方ときちんとやっぱり意思疎通を図る、意見交換をするということをしながらか、そのときに町側の姿勢として町長がやっぱりあそこは絶対にそういうこと

にしないと、あくまでも景観は保たれている地域にするのだという強い意志がなければだめだと思うのです。それがないと、建設課長と総務課長と経済課長と、それぞれ対応が違ったら困るのですよね。町の、町長の思いのとおりはずっと動いていかないとだめだという思いがあるものですから、そういう意味で勝手な思いで言わせてもらっていますけれども、課長や各課にもそういうふうに町長の意思が伝わるし、それから町民の方にも町長の意思が伝わって、あの地域をやっぱり守っていかないとだめだと、きれいにしなければだめだというふうになるような取組が必要だと思うのですよね。そういう思いがあって、最後になりますけれども、町長のほうからぜひあそこを向こう10年間見据えて、今なら見えますよね。10年間だったら今あそこ70代の方がやっていますから。10年後だったらどうなるかと分かります、何となくね。だから10年、15年かけてあそこどうなるのかということも含めて、行政でどうこういじくれというのではなくて、どうするかという方向だけはきちんと持っていて、そしてそこに住んでいる方ときちんとやっぱり意思疎通を図るということが必要だと思うのです。そのときに町はこう思っていますということをしっかりと伝えることが必要だと思うのですよね。そういうことをぜひ町長のほうから最後に見解をお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） かつてはやはり足寄町の西側の玄関口と言われた地域でありますから、やはり通行される方はかなり減ってきたかなとは思いますが、それにしても足寄町を通過していくときにあそこを通過していく、そういう方たちが多いのかなというように思っています。

もっと言えば、さらに上には足寄の、本別町になりますけれども、ドライブインの

跡があって、あそこも以前から非常に若干壊したりとかもしていますから、非常に汚く見えます。足寄町の中で、足寄町の本当にあそこもそれこそ玄関口みたいなイメージで全然何も知らない人にとってみれば、足寄町に来たら随分とドライブインが汚く壊れているだとかという見方がされているということをおっしゃっています。そういったことも含めて考えますと、やはり多くの人たちが通るところについて、多くの人を通らなくてもですけれども、やはりきちんときれいに廃屋がそのままになっているだとかということがないような、そういう形になっていかなければ、やっぱり町民としても非常に見苦しいというか、そういったようなことで感じる部分もありますし、当然知らない人たちが見ていけば、足寄町ってあんな町なのかなというように見られるというところもありますので、そういった意味では、やはりきれいにしていかなければならないという考え方は持っています。

ただ、それぞれ個人の財産ということになりますので、町の思いとしてそういう思いはあったにしても、いろいろとお話ししていく中でなかなか解体できないでということが残る可能性も当然のことながらあるわけでありまして。そういったときに、町としての補助だとか、そういったものも活用していただきながら解体していただくという、そういったことで進めていければなどというように思っています。

あその場所に限らずどこの場所についても、やはりなるべく廃屋残ると危険な部分、火事だとか、それから防犯だとか、いろいろな部分で問題になる、その後問題になってくるが出てきますので、なるべく廃屋はなくしたいと考えているところであります。

なかなか個人の財産ということもあって、個人との話の中で、また個人の方がなかなか解体していただけないということも、もしかしたらあるかもしれませんけれど

ども、なるべくまちの中、きれいにできればという考え方は町長である僕だけではなくて町民の方たちも皆さんそう思っているのではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、5番田利正文君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

15分、11時15分まで休憩といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、11番木村明雄君。

（11番木村明雄君 登壇）

○11番（木村明雄君） それでは、議長のお許しを頂きましたので、我が町の浴場施設について一般質問をいたします。

私は今回で4度目の浴場問題一般質問になります。

本年8月11日に1回目の全員協議会が開催され、町長から今回の浴場施設についての説明があり、それを踏まえて9月定例会では二川議員から一般質問がされました。

続いて、さきの11月24日には全員協議会が開催され、基本設計の進捗中における浴場の最新の情報、図面等が示されました。その場において複数の議員から建物・運営について様々な提言がありました。それらに関しての意見反映、フィードバックがされたかどうか。これについては、今定例会で実施設計予算が計上予定となっておりますので、その審議について各議員からそれぞれ質疑していただくとして、私からは浴場の建物、ハード部分を中心に施設規模、整備計画のあらまし、全体の事業費等についてお伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 木村議員の我が町の浴場施設についての一般質問にお答えします。

今回の御質問に対するお答えは、現時点での予定であり、今後基本設計に基づき行う実施設計における検討によって変更となる可能性がありますこと、また、これまでの一般質問に対するお答えや全員協議会で御説明した内容と重複する事項がありますことをあらかじめ御承知おきください。

御質問の浴場施設の規模、整備計画のあらまし、全体事業費等については、施設規模につきましては、建設予定地を西町2丁目、総合体育館東側の隣接地とし、面積は4筆合わせて1,147平方メートル、施設は鉄筋コンクリート造り、地下1階、地上1階、延べ床面積は地下の機械室を含め約375平方メートル、男女双方に同規模の源泉掛け流し浴槽、沸かし湯浴槽、サウナ、水風呂、洗い場、脱衣室のほか、休憩コーナーや自動販売機などを設置する予定です。

次に、整備計画につきましては、本定例会に提案をいたしました土地購入費及び実施設計業務委託料の補正予算をお認めいただきましたら、年度内に土地の取得を完了させるとともに実施設計を行い、詳細な図面を作成の上、施工に向けて工事費の具体的な積算を行います。

その後、新年度予算に建設工事費用等を計上させていただき、令和4年6月頃着手、12月頃完成を目途とし、遅くとも令和5年3月までには供用を開始したいと考えております。また、駐車場の整備など外構工事は令和5年度に実施する予定です。

次に、全体事業費等につきましては、概算ですが、土地購入費約950万円、設計・監理費約1,250万円、施設建設費約2億1,200万円、そのほか泉源井戸改修工事費、外構工事費、備品購入費など附帯事業費約7,300万円、総事業費は約3億700万円を見込んでおり、財源は主に過

疎対策事業債を活用し、起債対象外事業費には公共施設等建設基金を充てる予定です。

また、利用料金、営業時間や定休日等につきましては、一例として前回の全員協議会でお示しをしましたが、施設の運営形態や方法を含め、同規模施設を運営する自治体の例を参考に検討を進めてまいりたいと考えております。

今後、町民の皆様へは足寄町公式ホームページや広報あしよろを通じて、本事業の計画概要をお知らせし、御意見等お寄せいただく機会を設ける予定です。

なお、11月24日開催の全員協議会でお示した平面図は、頂いた御意見・御要望を踏まえ、一部を修正いたしましたので御報告いたします。

終わりに、浴場は住民の日常生活に欠くことのできない施設でありますとともに、住民の健康増進に重要な役割を担うほか、特に高齢者にとっては交流や憩いの場としても重要な施設であると考えておりますので、町が温泉浴場施設を整備することについて、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、木村議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

11番。

○11番（木村明雄君） それでは再質問をいたします。

通告のとおり、私は今回で4度目の浴場問題質問になります。

今までの私自身の質問を振り返り考え、この質問をするべきか、またはしないほうがよいものか、大変悩みました。しかし、住民の皆さんに少しでも早く理解を頂きながら、この新しい計画が、浴場計画が順調に進んでいってほしいものと願いながら、本来新型コロナの影響がなければ町政懇談会報告、または議会報告会等において、町内住民皆様に詳細な説明がされ、周知がさ

れたものと考えます。それがかなわない今日、あえて浴場施設について確認の意味においても、質問をさせていただきます。

1回目の質問は、安久津町長の頃、平成29年10月でした。30年続いた足寄温泉の廃業に伴い、町なかに浴場施設がない状況が続き、若者やお年寄りの入浴施設のない方々が困難を極めるとのことで急遽高齢者複合施設むすびれっじの浴場を開放し使用してきました。これはあくまでもむすびれっじの浴場であり、浴槽も小さく目的外使用であり、やがて無理が生じるおそれがあると懸念をしてきたところでありました。

2回目の質問は、令和元年渡辺新町長が誕生し、浴場についてとむすびれっじの浴場使用状況について質問をいたしました。使用状況は一日平均十四、五名程度の利用があり、平成31年3月末では延べ数5,570名の利用者があったと報告があります。

一方、議会側も公衆浴場施設に関し、井脇委員長を中心に調査特別委員会を設置し、12月から1月にかけて長時間にわたり5回の慎重審議の委員会が開催されました。結果は、現在大変必要な浴場ではあるが、予算、経済状況の関係もある。そんなわけで苦渋の選択の中、慎重な報告になったわけでありました。浴場に関して、委員皆さんも何とかしなければと考えていたのではないかと考えます。それは、一人も反対委員はおりませんでした。

3回目の質問は、令和2年3月昨年であります。近年国道241号線沿い、音更町、土幌町、上土幌町、この3町が道の駅新設に大きく力を入れている中、我が町道の駅は平成3年に建設され、30年の歳月が経過し、相応に古くなっております。十勝総合振興局の調べでは、足寄町に訪れた観光客数、平成30年度は48万8,000人の報告があり、私は我が町足寄町の道の駅に温泉をつくり、他町とは違った差別化

を図る道の駅にしてはどうかと、そんな質問もいたしました。

このような私の考えに賛同する3名の有志が現れ、4名で管内外へ出向き、温泉浴場施設の現地調査もいたしました。

ただいま、町長のほうから答弁を頂き、全員協議会から提言された数多くの意見が大きく反映されたものと考えております。

ここで私も感じていることを質問したいと思います。

近年サウナブームになり、近頃は様々な地域で頻繁にサウナ施設がテレビに取り上げられております。現在計画されている浴場もサウナがあり、水風呂もあります。しかし、サウナに入りほてった体を外気の風に吹かれ涼ませる場所がなければ、それがあればよいのですが、計画では露天風呂はなさそうです。そこで、できることなら中庭の利活用はできないものなのか、その辺についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） サウナの件についてお答えをさせていただきます。

今、木村議員からお話あったように、現在サウナブームということで非常にサウナに関するテレビだとか、それからいろいろ雑誌だとか、そういったものでも取扱いされている、そういったものが多いかなと感じているところでございます。

足寄町においても、そういうこともあり、本当に小さなものではありますけれども、サウナもお風呂の中に設けようということで、今回の計画の中には入っているところでございます。

サウナと水風呂というようなことで、施設の大きさだとかそういったものも含めて考えていきますときに、なかなか大きなものをつくる予定はしてございません。そういったことで、中庭の部分というのも若干つくってありますが、そこに言ってみれば露天風呂に代わるようなものというようなものは今のところ検討はしておりません。

なかなか中庭自体もそんなに大きなものでございませぬし、前にも申し上げましたように、周り全部壁で囲むという、そういう造りというものもなかなか少し開放感みたいなものがあるのもいいのではないかなというようなことで、中庭も設けさせていただいておりますけれども、そのところに露天風呂的なものというような部分は非常に場所も狭いですし、そういったことで考えていきますと、なかなか難しいのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） この中庭はこれはちょっともったいなという気がいたします。そして、この中庭、きっと出入りできるのかできないのか、その辺についてどういう中庭なのか、その辺についてもちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども申し上げましたけれども、中庭についてはお風呂が全部壁で仕切られているというよりは少し開放感もということも考えて、光を取る程度のもと考えているところであります。ですので、そのところを使って露天風呂を設けるだとかというような形にはなかなかやっばりなっていないかなというように考えているところであります。

当然、そこにもお風呂をつくれるということになりますと、浴槽があったり、そしてお湯がそこで、当然そこにもお湯を引かなければならないだとかということになりますし、やっばり経費的にもそのところも含めてやっばり維持管理もしていかなければならないというようなことでありますので、なかなかそこまで露天風呂だとかといったところにはなかなか難しいのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） これについては

そうすると、人形ケースみたいなもので、出入りはできないものなのか、その辺はどうなのか、どういうふうに計画をしていたのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども申し上げましたように、明かり取りというか光を取るところでございまして、出入りはできるような形にはなってございません。ですので、そここのところだけは本当に、言ってみれば外になるという形になるのかなというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 私にすれば、やはりサウナがあり、そしてまた水風呂もある。そうすれば、やはり露天風呂がないにしても、そこでやはり外の風に当たりながら涼むところがあればなど、そんなふうに考えたところでございます。

これが出入りができない、これはただの憩いの、何というか、そういう自然を楽しむ、そういう形の中での中庭だということであれば、少し残念だなという気がいたします。

それでは、2つ目の質問をいたします。

計画では、浴場の完成は再来年、もう既にあと何日かでこれがもう年を越すわけなのだけれども、そこでむすびれっじの利用者、そしてまた町内住民の皆さん、また隣町では浴場営業休止とも聞いております。この浴場建設が順調に進んでいくとするならば、待ちに待った浴場施設であります。これ一日も早く、来年の夏もしくは秋口ぐらいに完成をしたいものだなと、そう願うところでもありますけれども、これについてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほどもお話ししましたように、令和5年の3月ぐらいまでには供用開始をしたいなというふうに考え

ております。やはり建設するだけでも一定の工事期間かかりますし、それからそこで維持管理をしていくための、そこで仕事をしていただく方たちのトレーニングというか、練習等も当然必要になってきますし、そういった時間を一定程度取りながら、なるべく早い時期にオープンができればと考えているところでございます。今後の建設の状況だとか、そういったものを踏まえながら、できる限り早い段階でオープンできるような形を取っていきいたいと考えているところでございます。

待ちに待つという方たちも多くいらっしゃるかもしれませんが、そこはやっぱりある程度お客様としてお迎えできるそういう体制がやっぱり整わないとオープンできないなというふうに考えておりますので、御理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） これについては、きゅうきゅうでもあるかもしれないですけれどもね、皆さんも待ちに待った浴場だということで一日も早くこれが完成して進んでほしいものだと、そう願うところがあります。

それでは次の質問をいたします。

これは渡辺町長のリーフレットの中で、これは選挙公約なわけなのだけれども、温泉源を活用した町民浴場建設に向け努力いたしますとありました。現在まさに町長の思いが大きく進もうとしております。これらの思いが、これから先に向けて町長の思いというか、これについてお伺いをしながら終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今、選挙のときのリーフレットなども見ていただいているのかなというふうに思いますけれども、なかなか今までの経過も含めて考えていきますと、先ほど木村議員さんも今までの一般質

問の経過などもお話しされておりましたけれども、なかなか足寄町からお風呂がなくなった後、お風呂が、公衆浴場というか、そういったものがないという状況が続いておりました。今も続いているわけですが、そういった中で、なかなかお風呂を経営するというのは非常に難しい状況なのだろうというように思っています。議会の皆さん方からも心配していただいているように、非常に建てるのにもお金がかかりますし、それから運営にもお金がかかりますし、それからその建物を維持管理していくと、それから一定の期間には補修等いろいろと必要になる経費がかかるというようなこともあって、やはりいろいろと御心配いただいていたのかなというように思っています。

そういうことで、できる限りコストを抑えながらお風呂を建て、そして維持管理についてもできる限り運営費にお金をかけないようというように考えてはおりますけれども、やっぱりまずはやってみないと分からない部分もいっぱいあるのかなと感じているところであります。そういったところで、これから建てる場所までは一定程度できると思いますけれども、あと、建てた後どう運営していくのか、そして町民の皆さん方にどう来ていただいて、お風呂を楽しんでいただけるのかと、そういったところがやっぱり一番難しいところになってくるのだろうなと考えているところであります。

そういった意味で、まだ実際のところは今実施設計の予算だとか、土地の購入の予算だとか、それから新年度に行けば建設費だとかそういった部分の予算もまだまだ通っていない、まだまだ議員の皆さんと議論していく中でではありますけれども、町民の皆さんが全ての人ではないかもしれませんが、待っていらっしゃる方たちも多くいらっしゃるということですので、皆さん方の議会の御理解も頂きなが

ら、町民の皆さんからも意見頂きながら、お風呂の整備を進めていければなど考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 町長の様々な考えもお伺いいたしましたので、これで私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） これにて、11番木村明雄君の一般質問を終わります。

次に、3番進藤晴子君。

（3番進藤晴子君 登壇）

○3番（進藤晴子君） 議長よりお許しを頂きましたので、一般質問のほう、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

質問事項、自治体におけるLGBT（性的マイノリティー）支援について。

昨今、LGBT（性的マイノリティー）を支援する動きが日本国内で活発になってきております。L（レズビアン）は女性の同性愛者、G（ゲイ）は男性の同性愛者、B（バイセクシャル）は両性愛者、T（トランスジェンダー）は心の性と体の性の不一致、その他、性的指向や性自認が定まっていない、当てはまらないQ（クエスティング）など、LGBTの分類に収まらない類型もあるようです。LGBTの全国における人口規模は約8%（企業調べ）であり、潜在的には10%に達するとも言われています。

2014年7月国連人権委員会は日本に対し、LGBTの人々に対する啓発活動に強化、差別・偏見等の防止措置、自治体レベルでの同性カップルに対する公営住宅の入居要件の緩和等について勧告を出し、世界的にも日本国内の自治体によるLGBT支援の取組が求められているところです。

国内では、2015年の東京渋谷区、世田谷区で同性パートナーシップ制度が始まり、道内では2017年に札幌市、2020年に北見市が開始し、2022年4月に

は函館市が導入予定です。

しかし、こうした支援の輪が広がりを見せても、まだまだLGBTという言葉自体身近に感じられず、当事者の生きづらさを理解しようとする人はどれほどいるのか疑問です。人々の多様性への理解を町民皆で共有し、LGBT（性的マイノリティー）の方々を守っていくために、足寄町としての基本的な考え方、そして、どのように取り組んでいくのか、以下の点について伺います。

1、LGBT当事者もしくは御家族から相談を受けたことがあるか。

総合支援相談室・教育委員会・国保病院・福祉施設・障害者施設において。

2、LGBT支援を検討もしくは実行していることはあるか。

3、同性パートナーシップ、またファミリーシップの導入についての考え。

4、学校教育の中で、LGBTについて触れることはあるか。

5、LGBTフレンドリーという考え方をどう思うか。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 進藤議員の自治体におけるLGBT（性的マイノリティー）支援についての一般質問にお答えします。

1点目の当事者もしくは御家族からの相談についての御質問ですが、福祉課総合支援相談室、教育委員会、国保病院において、町民から相談を受けた実績はなく、また、福祉施設や障害者施設における相談対応については町では把握しておりませんが、福祉サービス利用においてLGBTに関する課題や情報等が寄せられた案件はありません。

2点目のLGBT支援の検討もしくは実行につきましては、現在のところ特に検討や取組を行っている内容はありません。

3点目の同性パートナーシップ、ファミリーシップの導入についてですが、既に取

り組まれている自治体においては、男女共同参画社会の理念に基づいて、地域住民一人一人の個性や多様な生き方を尊重し、多様な性を認め合える社会を醸成していくための施策の一つとして導入をしています。

法的な権利・義務関係に影響を及ぼすものではありませんが、自治体が同性パートナー双方から申請書を受取り、公的にパートナーであることや、あるいはどちらかに子供がいればファミリーであることを証明することで、公営住宅入居や保育所入園申請など、その自治体が定めた行政サービス利用時に夫婦等と同様の待遇を受けることができる仕組みとなっています。

本町は、障害者や認知症の方などが安心して暮らせる地域共生社会を目指して取り組んでいるところであり、LGBTの方も含め、誰もが多様な生き方を選択でき、自分らしく生きられる社会の実現が必要であると考えております。

今後は広報あしよろ等を活用して多様な生き方や人権尊重についての啓発を行って町民の理解の醸成を図るとともに、パートナーシップやファミリーシップ制度について調査・研究していきたいと考えております。

5点目のLGBTフレンドリーという考え方についてですが、LGBTフレンドリーはLGBTの方に対して偏見なく平等に接する、協力的であるということで、お互いの個性や多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らすことができるためには大切な考え方であると捉えています。

本町においては、現段階で具体的な対応についての検討はしていませんが、今後、可能な支援策の研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、進藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

なお、4点目の教育関係に関する御質問につきましては、教育委員会教育長から答弁させていただきます。

○議長（吉田敏男君） 教育委員会教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 教育委員会から、進藤議員の自治体におけるLGBT（性的マイノリティー）支援についての一般質問にお答えします。

4点目の学校教育の中で、LGBTについて触れることはあるかについてですが、小学校においては、LGBTに特化した学習ではなく、道徳や性教育の中で、思いやり、性の多様性・個人による違いについて触れています。中学校においては、社会科学公民の中で、人権「性の多様性への理解」として、同性愛についての内容に触れており、保健体育の中ではLGBTに関する研修・講演を行う活動をしている方が紹介されているほか、2年生の国語科や道徳の中で取り上げられています。

以上、進藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 若干時間が早いのですけれども、昼食のため1時まで休憩いたします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

再質問から始めます。

3番。

○3番（進藤晴子君） まずは再質問の前に一つお話ししたいことがございます。

今年夏の東京五輪です。五輪の東京オリンピックの3つのコンセプト、一つ、全員が自己ベスト、二つ、多様性と調和、そして三つ目に未来への継承とありました。記憶に新しいところでございます。そのときに、町民の方とオリンピックを見ながら、少し会話する場面がありました。その中で、もう40代のお子さんもいる、結婚されてお仕事されているお父さんとお話をしたときに、その方は関東近辺でしばらく長い間お仕事されていたみたいで、そのとき

のことをおっしゃっていらして、周りにいっぱい性的マイノリティーの方がいたと。友達だし一緒の同僚で一緒に仕事をしていて、だから僕は普通なんだよと。普通って何だろうって思ったのですけれども、今思い越して見れば、最後にありましたフレンドリーですね。そういう感覚をお持ちの方でした。お持ちの方です。それを自分の子供がもしどういふふう成長するか分からないけれども、僕は認めるし、親だし、アシストしていこうと思うし、大丈夫なんだけれども、だからその旨を子供に伝えていこうと思っている。だけれども、その方は足寄町で生まれて育った方です。足寄町はどうなんだろうねって言われたときに、私は外から入ってきた者ですから、足寄町に大変、差別を受けたこともございませぬし、大変よくしていただいているので受入れは大変よいというふうには私は認識しております。ですが、その方が言うには、そうでもないかもよ、だからそれが心配なんだと。まずはそこが始まりでした、私の今回の一般質問。それを一応踏まえておいて、再質問に行きたいと思えます。

まず1点目です。

この中で、答弁書の中に、福祉施設や障害者施設における相談対応については町では把握しておりませぬということですが、これは電話でも何かなかないということでお電話で確認とかもしてないのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） こちらにつきましては、いろいろプライバシーとかもございませぬので、施設のほうには確認しておりませぬ。ただ、福祉サービスといいますか、何か課題がある場合については福祉課のほうに御相談なりがあると思っておりますので、個人的な相談ですとか、そういうものについてはあったかどうかという確認はしておりませぬ。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。何かあったら連絡をしてほしいというふうになっているということですね。分かりました。

あともう一つです。

今回は相談という形で御質問させていただきましたが、これは国保病院さんです。性同一性障害の疑い、まだ診断が下る前ですね、の方の受診があったかどうか、もし分かっていたら教えてください。

○議長（吉田敏男君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

この一般質問が出たときに、当院の院長先生のほうに確認をしておりますが、そういった事例はございませんということでした。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

ではもう一つ、事務長にお伺いします。

もし自分がそうじゃないかなと、もちろんいろいろな情報は皆さん持っているわけですし、若い方であれどもそれなりの情報を持っているので、性同一性障害なのかなと、自分でそっちの道を行きたいのかなと思ったときに、どこに相談をすればよろしいと思いますか。これは一応病名がつくわけですので、私は病院関係を探すと思うのですけれどもいかがでしょう。

○議長（吉田敏男君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えさせていただきます。

そういった方が当院のほうにいらっしゃれば、まずは受診される方については当院でまずは受診していただくということが日本の医療制度の中でそういう仕組みになってございますので、まずはお医者さんがその話を聞いて、適切な医療機関に御紹介を

させていただくといった形になるのかなというふうには個人的には思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 病院同士の連携というのはそういう性的マイノリティーの方たちに対して、地域の病院にこういうような患者さんがいらっしゃったら御紹介ください、いろいろな病院で帯広の病院とか、いろいろ来ますよね。こういう先生が今回専門医が来たので、こういう症例があったら御紹介くださいとか、そういうような話が病院の中ではいろいろあって、なぜかといいますと、先生たちも専門医はいろいろと変わるものですから、特に帯広の場合は。短期間でどんどん変わっていくので、常にそういう情報が各、うちの医院にも来ます。来ると思うのですが、そういうことはありませんか。

○議長（吉田敏男君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

私の知る限りでは、そういった御相談だとか、そういった方の連携だとか、そういったことは耳に挟んでおりません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。ないということですね。

なぜこの性同一性障害のことを今取り上げたかと申しますと、これは一応LGBTの中ではトランスジェンダーの中に入っております。WHOが、ちょっと大きくなって申し訳ないのですが、WHOが今回、何年でしょう、つい最近です。もともと今でも日本はそうなのですが、精神障害の部類に入っているということなのです。私も今回よく知りましたが、精神障害ということは、あなたはこれを性同一性障害と診断を下されると、精神疾患だと。精神病だというふうには診断を下されると一緒でございます。今日本はそうだということです。そし

て、それはだめだと、WHOが勧告を出しております。精神疾患の分類から外れ、性の健康に関する状態という分類の中の性別不適合に値するというので、2022年の来年の1月1日から効力を発揮いたします。これは大変画期的でございます、これはやはり日本もどんどんこれから変わっていくのだろうと。これも私今回の一般質問した原因なのですから。

なぜだめなのかと、精神疾患ではだめなのかといいますと、まず日本の場合は6項目あります。性を変える、戸籍上の男が女に、女が男に変わる場合には6つの項目をクリアしなくてはいけないと。大変シビアなクリアの項目でして、2人以上の専門医による診断。二十歳以上であること。現在婚姻してないこと。4つ目は現に未成年の子供がいないこと。成人した子供はオーケーらしいです。あと5番目、生殖腺がない、または生殖腺の機能を永続的に欠く状態。これは手術を受けるということでございます。そして、6番目、他の性別の性器の部分に近似する外観を備えている。男になりたいと思ったら男性器をつくらなければいけないというようなことでございます。これを本人が認めていけば、もちろんそれはスムーズにいくと思いますが、この境目の方たちがいることがやはり問題ではないかと思うのですよね。私は、私でいえば男になりたい、だけれども、体にメスを入れたくないという人もやはりいると思います。心の中の問題で、という人たちが、これではどうしても救い切れない。今後どういうふうになっていくのかというところが問題なのですから、WHOは性別不適合に変更されるということに引き続き、障害と分類されなくても、今はこの病名を診断されないとそういう手術も受けられないということになっておりますが、そういうふうにならなくても当事者が望めばそういう手術を受けられる、医療的ケアが受けられる状態にしてほしいということで、全

国に、世界各国に流しておりました。非常に画期的なことで、今後どういうふうにならぬかと私には思っておりますので、今回性同一性障害のことをちょっと聞いてみました。ありがとうございます。

では、この相談を受けたことがあるか、ないということに関しまして、町長にお伺いします。

足寄町にこのマイノリティーの、性的マイノリティー、LGBTの方はいると思いますか、いないと思いますか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 非常に難しい問題かなと思っています。

僕自身でいけば、僕の周りにはそういう方はいらっしゃらないのかなというように思っていますが、足寄町内にいるかいなかということでもいくと、一定の割合などもあると思いますので、そうすると今6,500人ぐらいの町民がいますけれども、一定の割合でもしかするといるということであれば、もしかしたら6,500人ぐらいの町民の中にそういう方がいらっしゃるかもしれないというように思います。

ただ、先ほども言いましたように、自分の周りにそういう方がいないと思っておりますので、自分ではですね、そう思っていますので、狭い範囲の中で自分の知っている範囲の中ではいらっしゃらないのかなというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。大変素直に答えていただいております。本当にそうだと思います。私もそうです。

では、2番目の質問のほうに移ります。

町の基本方針としては、ここに答弁書のほうに書かれてあるLGBTの方も含め、

誰もが多様な生き方を選択でき、自分らしく生きられる社会の実現が必要であると考えている。これに尽きると私も思います。そこを少し深くお聞きしたいと思いますが、まず、今後これからいろいろなことで取り組んでいきたいというふうに書いてあるので、本当にそうしていただきたいのですが、どのくらい必要性、この性的マイノリティーの人たちの支援が必要なのかと、どう感じるかによって取組方、取組スピード、優先順位ですね、行政としての、変わってくると思うのですが、このLGBTの人たちがどういうことが生きづらいと思っているのか、その辺も少しお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） LGBTの方が日常的に暮らしていられる上では、例えばトイレが男女別ですとか、いろいろなものに書類に性別を書くとか、更衣室が男女とか、いろいろ男女別になっているとか、あと例えば女性の部屋とか男性の部屋とか、そういうような感じでいろいろ日常的な部分で不便に思っている方もいると思いますし、あとは制度的なものでいけば、よく言われるのは例えばさっき言っていた、例えばパートナーになれば夫婦ではないけれども夫婦と同様の対応がしてもらえとかというのであれば、例えば福利厚生ですとか、大きな話でいくと、例えば相続ですとか、いろいろな法的な社会的な課題があるのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） そうですね。

もし自分が同性のパートナーと結婚をしたい、一緒に暮らしたいと思って足寄に来たときに、ではどうするのだろうと思ったときに、やはり住宅の問題、住むところですね。住むところはまず借りれない。民間のアパートでも多分そこにネックがあると

思います。いろいろ調べていくうちに、ちょっと困ると言われる人もいるみたいです。あと、よく言われるのは医療機関で最期のときをみとるときに、配偶者でなかったり、戸籍上の配偶者でなければ入れられないとか、あと手術のときに手術の説明を受けたときに署名ができないとか、いろいろなもので、これは今に始まったことではなくて、もう40年前、私が新人で看護師になったときもいろいろありました。こういうことでなくても、今でこそ籍を入れないで内縁の配偶者ということで、ある程度認められる部分ありますけれども、当時は全くだめで、当然奥さんだと思って来ていて、手術をして、大変な手術でやっと退院できるとなったときにそれが分かって、私たち看護師は本当にお医者さんに怒られました。知っててなぜ隠していたと。それはどうだろうかと、そのときも私は不思議に思っていました。それってどうなのだろうって。戸籍が何なのだろうというのは私は個人的に思った記憶がございます。そういう生きづらさですね。

あとは、今大分変わってきましたが、履歴書で男と女のところがなくなってきたということがございますし、いろいろ変わってはきてますが、災害のときですね。災害のときに区割りをします、家族で多分すると思うのです。そのときに、家族と認められないということもあつたらしいですし、あと災害時のパートナーを探すとき教えてくれない、個人情報保護でということもあつたそうです。

あと、先ほど福祉施設やそういうところ、あと避難施設でのお風呂に入ったり、何かケアを受けるときに男女別である、全て、ということもありました。もちろんトイレもそうです。

こういうような本当に生きづらいというところがありとあらゆるところに、男と女しか生きててはいけないんだみたいな、そういうような今の状態であれば、そうらし

いです。

タイなどはそういうのが発達していて、子供たちの学校でも本当にマイノリティーの子たちも同じような施設がつくられているというふうに聞いております。やはり少しずつ変えていかななくてはならないのだろうなと思った次第です。

通告書でも述べましたように、人権委員会のほうがLGBTを差別を禁止するよう日本に勧告を出したということで、ちょっと遡って調べてみました。国内でも、もう多分これは皆さん記憶にあるかと思うのですが、平成9年、公共団体が管理する宿泊施設におきまして、同性愛者の団体が宿泊を拒否されたというところで、平成9年東京裁判所のほうが判決を出しております。ちょっとすみません、読ませていただきますと、公共団体が管理する宿泊施設において、同性愛者の団体が宿泊利用拒否された件について。東京裁判所の判決では、「行政当局としては、その職務を行うについて少数者である同性愛者も視野に入れたきめ細やかな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されるべきものであり、無関心であったり知識がないということは、公権力の行使に当たるものとして、これは許されない。」これは私たちのほうも言えると思うのですね、地域の、やっぱり自治体、行政はやはり知らなかったでは済まされないということになってしまうわけですね、というふうに私は捉えました。町長どう思いますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） いろいろとお話いただきましたけれども、やはり今の足寄町も含めて、まだまだ十分にこのLGBTについての理解だとかというのはやっぱり進んでいないのかなというように思っています。

そういったところで、いろいろな申請だとかがあったときに、そのことが障害になって拒否されたりだとかするということ

が、やっぱりあったのではないのかなというように思っています。ですから、そういったことを考えますと、まずはやはりLGBTに対する理解をやっぱりきちんと深めていただいて、深めていただいてというのは自分たちも含めてですけれども、深めながら、その理解をきちんとしていかなければならないというのがまずは大前提かなというように思っています。

そういった中で、いろいろなことについて理解が深まることによっていろいろな相談もしやすくなってきますし、そういったことで全く何も理解のないところで相談するというのは非常に大変なことかなと思いますけれども、理解が深まる、社会的にそういうことが普通に当たり前になってくれば相談も含めて、相談をしなくてもよくなるのかもしれないけれども、そういったことの中で十分、自分だけで抱えてないでほかの人たちにも話ができる、それが普通なことになってくれば、そういったことはだんだん起きなくなってくるのではないかなというように考えます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） ちょっとここで若干休憩を取ります。すみません。

午後 1時19分 休憩

午後 1時51分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

進藤議員の再質問からお願いをいたします。

3番。

○3番（進藤晴子君） 再質問のほうを進めさせていただきます。

今、LGBT支援の必要性をどのように行政が捉えてらっしゃるかということでお話をしていたところでした。

それで、これから研究、検討、パートナーシップやファミリーシップもそうですけれども、次の質問事項もそうですけれども、これから検討されていくということで

したが、現在、今すぐ取り組めること、これから検討して考えていくこと、ちょっと分けて考えたいと思うのですが、今すぐもし取り組める、援助ができるというような項目何かございましたら教えてください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

現状の中で、今までもお話してましたように、相談だとかそういったものも今のところはなく、そういった意味では課題だとか、足寄町におけるLGBTに対する課題だとか、そういったものというのはまだ具体的に見えてきてないという部分がありますので、先ほども言いましたようにやはり足寄町の中で、ではどれだけこのLGBTについての理解が深まっているのかというと、先ほども言ったように僕自身もそんなに理解はしているというようなところではありませんので、そういうやはり啓発ですとか、そういったものをもっとしっかりと取り組める、すぐに取り組めるとすれば、そういったところから取り組んでいくことが必要なかなと考えているところがあります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

私もこの一般質問に当たり、本来はあと何年か後、いつか議員でもしたらやりたいなと思っていた項目でございます。それで今回は先ほどそういう町民の声があったので取り上げましたが、なかなか自分自身もそうですし、勉強していかないと分からない部分、まずあります。なので、やはり必要なのは、今、町長がおっしゃられたように、町民に対する普及活動、調べると、北海道、道からも出ております。こういう小さいパンフレットとか、いろいろなこと、人権問題のほうのパンフレットとかも出ておりますので、もし役場のほうに少し置いていただいて、ちょっとこの間見てま

いりましたら、人権に関してはコロナの人権対策と二通りぐらいしかなかったのもう少し目のつくところにそういうものを置いていただいて、町民に少しずつ普及していったらいいなと、この考え方が、というふうに思っております。

3番目に移ります。

同性パートナーシップ、ファミリーシップの導入は、先ほど答弁書にもありました。これから調査研究していきたいということでしたので、二、三日小池都知事も、やっと重い腰を道が上げて、道のほうに取り組んでいくということでしたので、少しずつ広まっておりますので、足寄町も少しずつ検討していかれたらよろしいかなというふうに思っております。

そして、4番目に入ります。

学校教育の中でですね。先ほどの答弁書にもありましたが、中学校のほうは道徳のほうで少し取り入れられていると、国語科や道徳の中で取り上げられている、2年生のほうでというようなお話でした。中学生の道徳の教科書、ちょっと取り寄せまして、私も何十年かぶりに道徳の教科書を読みましたが、大変参考になる、大人も見たほうがいいなというような、昔の道徳と違って、議論をするというか、討論する。昔はこういうふうに話を持っていきましょうというような道徳だったような、私は気がしておりますが、最近の道徳はやはり違うのだなというふうに思いました。

2年生のところでちょっと私、このマイノリティーのことが触れられたようには見えなかったのですけれども、中学生の2年生どのような授業内容なのか、少し詳しく教えていただけたらと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

今回の一般質問の質問を頂きまして、各小中学校にどういったことをやっているのだということを知りました。その中で、

中学校においては、中学校からの回答について、答弁させていただいたところで、申し訳ないのですが、具体的にどういったところの内容をどういった形で取り組んでいるというところまではちょっと把握してないので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。

これも大変、学校教育の中でどういうふうに人権のことを教育しているのだろうと思ったときに、学校は学習指導要領がごさいますね。その中に入っているのかなと思いましたが、この性的マイノリティーのことは触れられていないというような、あと法務省であるとか、いろいろなところから情報を見たのですけれども、やはりなかなか難しい問題があるということで、ちょっと2点だけ学習指導要領には入っていないけれども、各日本国内でこういうような授業をしているというのが、ちょっと私はすごいなと思ったのですけれども、小学校の道徳授業です。

一番問題なのは子供たちの成長発達段階に合わせた教育をするというのが多分一番必要だとは思いますが、今、小学生は性教育ということでやっております。性教育というのはこれ自体がLGBTに関して見れば、これは同性ということは全く想定外のことでありまして、異性を好きになってそういう愛情を育んでいくというようなことを前提に教育をされているわけで、そこに入っていくというのは大変難しいと思うのですけれども、まずは学級通信や保健だより等で、授業の様子の掲載、授業の内容を保護者のほうへ情報提供を行っているということでした。性教育から入っているという。

あと中学校での実践例ですけれども、授業の、もちろん学習指導要領に入っていない

し、道徳の教科書にも入っていないので、まずそれは先生たちが養護教員と担任とでまず資料をつくって、そして性的マイノリティーのことについても触れている。そして、3段階に分けて、まずは生徒、そして2時間目は今度は保護者も参観に入れて、保護者も一緒に入れて同じ授業をやり、そして3時間目はいろいろな情報を発信してくれるような、そういう人たちも入れて討論をさせているということでした。子供たちの意見ですね。だから、どういうふうに進んでいくかは分からないのですけれども、まずは考えさせる。まずは教えて、こういうものなんだよと教えて、それを討論させて、自分たちの中で人権ってどういうことなんだろうということを教えているところを保護者にも周りにも発信しているというような、そういう中学校がございました。

今、性的マイノリティーの人たちは私が知っているのは、もう成人になってからの人しか知らなかったのであれなのですが、もう10代、10歳になるまでにそういうことを自分で自認して、ちょっと違う、で悩んでいる子が大体小学校五、六年生から高校生のおきまでのその間に分かることが多いようです。なので、大人と違って、どこに相談していいのか、親にも相談できない、ではどうすればいいのだろうということ、そこから始まるみたいで本当に悩んで、いじめにもつながり、自殺も増えているということでした。本当に深刻な状況で、これを打開するためにではどうしていったらいいのだろうということで、先生たちも苦慮されているのではないかなというふうに思います。

この2つの取組のほうをちょっと見ていたときに、子供の教育、子供がどういうふうに考えているかというのは私も子供がいますが、自分の子供がどういうふうに考えているかと聞いたこともないですし、そんなこと知っているとも思えないしというの

がほとんどだと思うのですけれども、子供たちがそういうふう議論を交わしているところを大人が見るか、保護者が見ることによって、保護者も勉強になるし、やっぱり改めてこの人権問題、LGBTのことを保護者も勉強し、それが浸透していく、地域に浸透いくというふうに私は捉えました。

足寄の小学校、中学校で教育のほうもしているということですが、これは本当に質問にはなりません、ぜひ何か一つでも少しずつトライしていただいで、ただ子供の成長発達段階に合わせて、少しずつ取り組んでいってもらいたいと思いますけれども、お考えお聞かせ願えますか。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

この性のマイノリティーについては、これは平成15年に法律もできましたし、それに基づいて学校の実態調査もありますし、平成27年に文部省の課長通達に取扱いの通達が来ているのです。それを様々な世界の潮流の中で、先ほど言った人権の問題だとか、そういう流れが一連の流れがあったその中のあれなのですけれども、やはり大事なことはキーワードでいったらやっぱり偏見と配慮だと思うのです、キーワードでいったら、学校においても教育というジャンルの中で、これ学習指導要領については、これ指導内容については明記されてないのですよ、最低基準が。それはなぜかという、これ法律的に見ても、この種のあれというのはまだ日本国中の中で、ある種のマジョリティーというか、コンセンサスが成立されていないのです。したがって、教育の場合はそういうものがきちんと成立されて、教育というわけですから、必ず指導と管理は一体化になってますから。指導しっ放しというわけにはいきませんから、だから平和教育もそうなので

すけれども、それについての学習は子供たちはします。だけれども教育というくくりはないのです。だから、全国で一定程度の学力などを保障する最低基準である学習指導要領には明記されていないのです、まだね。その中で、このLGBTですか、それを含めた性的マイノリティーについては、性の多様性の尊重と、そういう観点に立って、少なくともやっぱり思春期にそういうものを自覚して悩むわけですから、そういう子供たちに偏見を持ったりしないように配慮すると、このことについてはこれは必要であるし、学校にとっても必要であるし大事なことということについては、これは論をまたないのではないかなと。そういうことで、学校として大事なことは、そういうことの内容にあるかないか、足寄町にどうのこうのではなくて、やはり学校の体制として、学校の体制として対応の共有化と、それから相談体制、さらには家庭だとか、あるいは関係機関、そして専門機関との連携をきちんと図っていく。プラス、教育委員会も主体性を発揮して、やっぱりそういう動きというのですかね。世界の流れだとか、日本の動きだとか、教育の動向などを見定めて的確な指示とやはり環境整備だと思うのです。例えばトイレの問題もそうだろうし、更衣室の問題などもそうだし、水泳の指導のときなどもそうだろうし、そういう意味でいったら、やっぱりこの種のことというのは、私は多様性という観点にとって、そういう偏見と配慮、このことがやっぱりキーワードで非常に大事だなと、そんなふうに思っております。

非常にデリケートな問題なので、ダイレクトに子供たちに実態調査をするだとか、そういうことなかなかできないから、本当の生の声なり実態というのは的確に把握してませんので、ちょっと各課そういうような部分がありますけれども、そんなふうに捉えていますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

最近、高校生などだと、今まで女の子はスカート、男子はスラックス、でもスラックスも取り入れている高校とかは出てきております。足寄中学のほうは男の子はスラックスに女の子はスカートですけれども、制服については何か検討されたことはございますか。そういうマイノリティーだけではなくて、本人の希望というか、そういうことを考えたことはあるか教えてください。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

制服についての御質問ということで、足寄中学校におきましては、令和2年度よりLGBT支援という考え方ではなくて、多様性、多様な考え方に対応するというところで、スラックスの選択を可能としているところ、可能としております。私の見る限りまだ着用されている方はいないと思っておりますが、可能ということになっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 制服のことについては、では多様性を踏まえて2年度から取り入れていっちゃるということですね。

私思ったのですが、大変寒い地域でございまして、制服を着るのは年に何回ぐらいなのだろうなと思ったときに、制服を廃止するというような考えは今まで一度も、そういうような意見は出たことはないですか。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

今まで足寄中学校における制服の廃止についての議論ということは聞いたことはございません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

先ほども申しましたように、子供たちのその学びから親も学んでいくというようなことがかなりたくさんあるかと思えます。今回の道徳の教科書を読ませていただいて、私は反省いたしました。ちっとも教科書を読んでないという自分も反省した次第であります。なので、いろいろな教育の知識がいろいろな町民に広がっていくことをやっぱり願いたいと思えます。

では、次に移ります。

5番目のLGBTフレンドリーという考え方をどう思うかということで、まさしくこのフレンドリーなのですよ。普通に思えるような、そういう世の中になっていけばやはり差別や偏見という、あといじめ、その差別や偏見からいろいろなところでいじめとか、登校拒否であるとか、学校、子供で言えば自殺、そういうようなことが少しは少なくなってくるのではないかなと思います。

このLGBTフレンドリーという言葉は、私も今回初めて知ったのですけれども、今具体的に使っているのは企業の評価価値の一つとして上がっているみたいで、それをそういうことをしている企業は、大手企業や何かは会社として企業として認められるというような形でLGBTフレンドリーのほうも使っているらしいです。

それを踏まえまして、一番足寄町で大手企業といいますとやっぱり役場だと私は思うのですよね。役場の人たちの、先ほど知識の普及、啓発に努めていくというふうには町長おっしゃられましたが、役場の職員の中でどのようにお勉強していくかというか、研修していくか、そういうことは考えられますか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 特に職員としてどうするのかといったところは特に考えてございません。町民全体として、このLGBT

Tに対する考え方ですとか、このLGBTフレンドリーという、先ほども申し上げましたけれども、非常に大切な考え方であるなというように考えておりますので、これからの啓発活動だとかそういったものも含めて、町民だけではなくて職員にもきちんとこういう考え方、大切ですねということで、啓発を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

いずれ何年先になるか分かりませんが、まずは相談の、かなり相談内容もやっぱり人に教えていけないということですが、そういう相談室を設けていくというのもやはり目標の一つではないのかなというふうに思っています。でもそうすると、やはり相談を受ける側の問題ですよね。その研修であったりとか、そういう人権問題のしっかりと勉強していかないと、やはりいきなりはできないというふうに思いますので、まずは少しずつやれるところから始めていただきたいなど。世の中の動きを見ますと、もう始まっております。やはり子供たちに私たちも大人が負けないように、少しずつ人権のことも学んでいければなというふうに、私個人としては思います。

最後になりますけれども、第6次総合計画の中に今回どう載っているかなというふうに見ましたら、男女共同参画、共同のまちをつくっていくという中でございます。24年でしたか。第7次計画がまた何年か後にはやってくると思うのですが、ぜひぜひその中に今回のマイノリティーの人たちのことも入れていただけたらなど私の個人的な意見を最後に申し上げて、最後にもう一言町長のほうからお言葉頂きまして、一般質問を終わります。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今、総合計画のお話もございましたけれども、今までやはり

男女共同参画という部分、一般的には男女共同参画もなかなかきちんと進まきっていないかなというように思っていますけれども、これまでの考え方としては男女共同参画という、そういったことで男性も女性もというようなことでこう考えて、そういう計画が進んできているのかなというように思いますけれども、これからの部分でいけばやはり男性、女性だけではなくてというところにやっぱりなってくるのかなというふうに思っています。

そういった意味で、今までは男女共同参画を進めるというようなことで進んできてはいますが、これからはそういうもっと多様なそういう性についても、性のマイノリティーですか、そういったこともやっぱり考えながら進めていかなければならないということになりますし、もう勧告も2014年ですか、に出されて2015年には東京だとかでもというようなことで、パートナーシップの制度なども始まっているということで、もう既に何年もこの部分については進んできているわけですが、なかなか町の施策として進めていくといった部分では、なかなか取り組めてきていない課題でなのかなというふうに思っています。

そういった意味で、これからもできることから少しずつでも取組を進めていかなければならないというように思っておりますので、今後とも御理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、3番進藤晴子君の一般質問を終えます。

次に、2番高道洋子君。

（2番高道洋子君 登壇）

○2番（高道洋子君） 議長のお許しを頂きましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項、障害を持つ家族等の世話をす

る方（ケアラー）に対する支援について。

ケアラーとは、高齢や身体上、精神上的の障害または疾病により援助を必要とする親族や友人、その他の身近な人に対して、無償で介護や看護、日常生活上の世話、その他の援助を行っている人のことを言います。

現在のコロナ禍という厳しい環境の下、家族や近親者を介護するケアラー（無償の介護者）は、先の見えない日々の介護の中で、心身の健康や社会的孤立、離職、虐待等の様々な悩みを抱え、将来への不安を募らせています。

また、近年では18歳未満の若年層の介護者（ヤングケアラー）も増加しており、社会的な問題となっています。

国の調査では、中学2年生の17人に1人、全日制の高校2年生のおよそ24人に1人が世話をする家族がいると回答しています。

また、このたび北海道が初めて行った実態調査によると、世話をしている家族がいると答えたのは、中学生で3.9%、全日制高校生で3.0%、定時制高校生で4.5%の結果となっており、これらの数字は決して小さなものではありません。

北海道では、ヤングケアラーを含む家族を介護する人を支援する条例が来年4月施行を目指しており、札幌市でも年内に市立の中高生を対象に実態調査を行う予定とのこと。

将来にわたり、誰もが安心して介護や看護ができる地域づくりは町民の願いであり、本町においてもケアラー支援は喫緊の課題と捉えていることから、以下の点について町長の御所見を伺います。

一つ、本町におけるケアラーの現状と認識について。

二つ、相談体制について。

三つ、実態調査の必要性について。

四つ、ヤングケアラーについての教員の認識について。

五つ、今後の具体的な支援策について。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高道議員の障害を持つ家族等の世話をする方（ケアラー）に対する支援についての一般質問にお答えします。

1点目の本町におけるケアラーの現状と認識についての御質問ですが、ケアラーについては、介護が必要な方を家族が介護することが当たり前との見方がある中で、周囲の理解が得られず、誰にも相談できないまま孤立していく心配があり、特にヤングケアラーは家庭内のデリケートな部分で表面化しにくいことも考えております。

本町における介護保険制度対象者のケアラーの現状につきましては、第8期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の際、令和2年6月から12月までの期間における介護認定更新申請者の約4割の方に在宅介護実態調査を行っており、調査結果によると、家族等による介護の頻度がほぼ毎日と回答された方の割合は52.5%となっています。

また、主な介護者については、子が56.6%と一番多く、次に配偶者が30.4%、孫については2.2%となっています。性別については、女性が56.5%、年齢別では50歳代から60歳代の方が約6割を占め、20歳代は2.2%、20歳未満は0%となっており、介護のために仕事を辞めたと回答された方の割合は2.2%となっています。調査数は少数ですが、この結果から高齢者の介護については、子及び配偶者といった身近な家族で50歳代以上の方がケアラーとなっており、ヤングケアラーについては把握できませんでした。

なお、障害を持つ方のケアラーやヤングケアラーについての調査は行っておりませんが、各種福祉サービスを利用されている場合等については、事業者等を通じて課題

などを把握するよう努めています。

2点目の相談体制についてですが、高齢者につきましては、地域包括支援センターにおいてケアラー等からの相談対応や町内のケアマネジャーによる検討会を開催し、ケアラーに対する支援に努めています。また、障害を持つ家族等への対応については、福祉課内の基幹相談支援センターのほか、障害福祉サービス事業者や相談支援事業所が相談対応し、ヤングケアラーについては、各学校において児童生徒一人一人との教育相談等を通して個別の悩みに対応しているところです。

3点目の実態調査の必要性ですが、介護保険制度対象者のケアラーについては、3年に一度の介護保険計画策定時に在宅介護実態調査を行っていることから、その中からケアラーの状況を把握していきます。

障害を持つ方のケアラーやヤングケアラーについては、現段階では町単独での実態調査の実施は考えておりませんが、障害福祉サービス事業者等や学校において状況を確認し、町福祉課や教育委員会のほか関係機関と情報交換を密に行い、必要な対応をしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

4点目のヤングケアラーについての教員の認識についてですが、北海道教育委員会が行った学校単位の調査に対して、対象となった町内の学校では、ヤングケアラーという言葉を知っており、学校として意識して対応しているとの回答をしています。また、中学校においては、日本ヤングケアラー連盟から発出されている「ヤングケアラーはこんな子供たちです」というプリントを配布し、教員への周知を行っています。

5点目の今後の具体的な支援策についてですが、現在把握されていないケアラーや要支援者を含め、サービスが必要な方が必要時に利用できるよう介護サービスや障害福祉サービスについて継続的に周知を行っ

ていくとともに、相談先の周知を図り、庁内関係部局の情報共有や町内外の関係機関との情報交換・連携の下、ケアラーの支援や早期発見を行っていきます。なお、障害者の相談支援体制としては、来年4月に供用開始を予定している障害者地域生活支援センターにおいて相談機能の充実を図ることとしています。

また、ケアラーを支援するための地域づくりも必要なことから、広報あしよろ等を活用してケアラーに関する認知度を高め、支援を必要とする方の早期発見や個々の事情に合った支援につなげることができるよう啓発を行っていきます。

今後、北海道がケアラー支援条例を策定しケアラーの支援に関する計画等を策定することになっていることから、その計画に基づきケアラー支援を図っていきたくと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、ケアラーに対する支援についての一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

2番。

○2番（高道洋子君） 再質問をいたします。

介護につきましては、地域共生社会を目指す介護保険制度があります。この制度は被介護者へのサービスが中心で、ケアラーの問題はまたケアラー支援という新しい視点を持って考えねばならないなということから今回質問を考えました。

答弁書によりますと、介護認定申請者の4割の方への実態調査をしましたとありますけれども、この介護支援認定の対象者は町内に何名ぐらいおられるのでしょうか。まずそこから伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの認定の対象者なのですけれども、このたびの調査の対象者は在宅で介護を受けていらっ

しゃる方で、更新は令和2年6月から12月までの対象者ですが118名となっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） それでは118名ということで、その40%、4割の方ですね。4割の方の実態調査をされたということで、約50名ぐらいの人の実態調査が分かったということでございますね。

そのほかにもこの介護認定を、今回の質問の対象者、ケアラーなのですけれども、そのほかにも介護認定を受けていない方が、介護認定を受けてないけれども具合の悪い町民の方、そういう人が、言ってみれば介護認定者の予備軍と言っているのか、私たちも入るかもしれませんけれども、大勢いらっしゃるわけです。町民全体の中で、言ってみれば、将来ケアラーを必要とする人たちの認定者以外にそういう人たちの把握ですね、推定でもいいのですけれども、どのように捉えているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 推計とかはしておりませんが、今高齢化率が40%ぐらいということで、町民の40%が65歳以上になっていらっしゃいます。

今後、具合悪くなったりとか、介護が必要になるということは将来高齢になるとどなたでもそういう状態になるかなと思いますので、それぞれの方が近くに御家族がいらっしゃる場合もありますし、いない場合もいらっしゃいますが、どちらにしても要介護状態にはいつかはなれるのかなというふうに思っておりますので、何人というよりは全ての方が将来必要となるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） そうですね。本当に65歳以上の全ての方が将来要介護者になり得るということでございます。ですか

ら、相当の数の方が将来ケアラーを必要とする。介護をしていただく介護者ですね。ケアラーですね。それを必要としているということが足寄町としてはうかがえると思います。

先ほどの50名、40%の人の実態調査でも介護をされているのは1番には子供だと、それから配偶者であると、と続いていると。しかも50歳以上の身近な家族がケアラーになっているという実態でございました。将来の、課長がおっしゃったように、足寄町も高齢化率がより高くなり、それから独居の単身者も増えていくのですけれども、しかしそれに反して身近な家族が離れて、遠くに離れて住んで、家族が、一番の家族がケアラーとはなっていますけれども、実際には身近な家族が町外にいて、独居者が亡くなるまで独居で行かなければいけないということが実態として将来ですね、今もそうですけれども、より家族がケアラーになることはより難しくなっていくということが現実としてあるのではないかなと思うわけです。

ですからなおのこと、将来に介護計画、介護を受けている側でなくて介護していくケアラーですね、ケアラーの支援計画、それが今後本当に必要になってくるのではないかと考えられますが、そのことについてどのように思うのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 在宅で介護されている方はお子さんが多くて、その間仕事をお休みになったりされている方もいらっしゃいますし、仕事の合間にそういうことを、ケアをされている方もいらっしゃいます。

ケアラーの支援という改めた計画というよりは、今現在介護サービスとか福祉サービスとか通所だとか、あとは短期、ショートステイですとか、そういうような各種サービスが整備されておりますので、レスパイトを含めた活用ができるようなサービ

スの充実というのでしょうか、そういうものをしていくことが身近なところでまずはできる支援なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） ケアラー支援について北海道でも先進的に取り組んでいる町がありまして、その町のケアラーの人に対する実態調査が載ってました。それによりますと、ケアラーの実に60%の人が心や体の不備を抱えていると。そのケアラーの特徴というのは、介護は家族がするものと思込んでいる、一つには。二つには支援の必要性に気づかない。ケアラーの支援ですね、に気づいていない。それから、誰に何を相談してよいか分からない。四つ目には、今後の暮らしや人生に見通しが持てないということが浮かび上がってきたと、その町の実態調査では言っておりました。

そのケアラーの方たちの相談体制について伺いますけれども、ケアラーの方たちがどんな問題を抱えているのかを、またどういうことに行き詰まっているのか。各団体が共有して、今、課長の答弁の中に課題解決を図っていきたいとありましたけれども、以前に介護者の会というのがありました、足寄町にも。介護をする方たちが時々集まって、専門的な研修を受けたり、それから悩みや困り事を互いに話し合い解決をして、元気と勇気をもらってまた介護の現場へ戻るといふ、ケアラーの人たちには本当に楽しくも元気になる、そういううれしい会であったとお聞きしました。ちょうど私も消費者協会の被害者、消費者被害ということで講師と呼ばれてまして、その介護の会のちょうどそれは年に1回ぐらいの温泉旅館のお泊まりの研修会で、そこで一緒にその日いろいろとお話、懇談させていただいたときに、本当にこの会があつて私たちは悩み解決できて、いろいろなことを話し

合うことができ、本当に元気もらうんだよという話をしておりました。

当時は役場のOBの西川さんがたしかその事務局をやっていたように思いましたけれども、現在はその介護の会というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいま高道議員がおっしゃられた介護者の会なのですけれども、数年前に解散しておりました、会を始めた当初については介護サービスとかもあまりないような時期だったのかなというふうに思いますが、それから今町内にいろいろな在宅介護サービスも高齢者複合施設もつくったりとか、いろいろな不足しているサービスを、足寄町の中で使えるサービスを充実してまいりました。そういうこともございまして、あと介護者の会の方たちが高齢になってきているということもあつて、あと町のほうにも相談体制がいろいろあるということもありまして、その会は発展的に解散されて今に至っているところですよ。

現在は介護をする方の会というものではございませんけれども、認知症の方を在宅で抱えて介護されている方と御本人とか家族の方が集えるような認知症のカフェとかそういうものも別につくっておりました、家族の方がどこかでほかの同じような介護者の方とお話ができるというような形も取っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 発展的に解消されたということですか。もし復活したらどうなのかなという思いもありました。

やはり私たちいろいろな場面で、一方的なお話を聞いたり、1対1でお話合い、相談に乗ってもらうのも大事ですけれども、お互い仲間同士が、お互い仲間しか介護している人しか分からない悩みを抱えた者同士が本当に何か食事しながら、また1泊し

ながら語り合っ、そして問題解決していくという場面が結構多いものです。そういう意味で、無駄かとも考えられますけれども、でもそういうすごい勇気をお互いに、仲間同士が集うということは何回かそういう経験あります。

しかし、今の御答弁のように、発展的なもっと効率的なそういう会ができたのだということであれば、また復活はしなくてもいいのかなという思いもありますけれども、人数にこだわらないでそういう少人数でもいいから、そういう会を結成をさせてほしいなというふうに思うところです。どうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 最近ケアマネとして福祉課のほうで関わらせていただいている方とか、町内の介護の事業所を通じてはそのような会を望んでいるというような希望は聞いていないところですが、その家族の方が同じような体験を聞きたいとか、そういう声もしあるとしたら、今後家族さんの声も聞きながら検討していきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） またそういう声が聞こえたら、少人数でもそういう会をつくってあげるのもいいかなというふうに思っております。

次に、ヤングケアラーについてお伺いしたいと思います。

このヤングケアラーというのは、家族の介護や世話をしている18歳未満の子供のことで、その実態は様々でございます。

共働きの両親に代わって祖父母を介護したり、慢性的な病気を持つ親や兄弟の看病をしているケースもあります。

また、掃除や洗濯、買物など家事を担ったり、家計を支えるために働いている高校生などもおり、過度な負担によって心身が疲弊し、学業や進路に影響を及ぼすことが

懸念されると社会問題になっております。

このヤングケアラーというのは、学校からの情報提供がきっかけで発見されることが多いということでございますが、学校では、教育現場では本当に、特に子供たちの身近にいる教育現場の方の理解は大変重要だと思っておりますが、ヤングケアラーの意識を深める機会をどのように与えているのか。また先ほどの答弁では、ヤングケアラーに対して意識をして対応しているという御答弁がございましたが、学校の現場ではどのようなことになっているのでしょうか、お答え願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

先ほどの答弁でもありましたが、主に義務教育の中、中学校というところで中学校でも意識しながら対応しているということでございますし、まだ比較的新しい言葉でもありますので、そういった形の教職員間の周知もしているというところでございます。

また、実情、先ほど議員のほうからも学校のほうからの発見ということで発覚することが多いということで、どうしても虐待案件につながる場合もあるかと思っておりますので、この点につきましては虐待のネグレクトですね。そういった場合については、各学校も目を、先生方も注意して子供たちを観察しているというふうに考えております。どうしてもすぐ寝てしまうだとか、おなかをすかせているだとか、そういったことがあれば、ちょっと学校の中でケース会議を開いていただいたり、場合によっては福祉課のほうと連携しながらその対応に図ることが原則かなと、今の状況かなということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） ヤングケアラーの多くの子供たちは周囲の大人に相談したく

ても相談できる方法を知らない、分からないということで、本当に周りの大人たちがヤングケアラーという概念を理解して、子供たちの声なき声をキャッチして早期発見に努めていくことが最も大切だと思うわけでございます。特に学校現場でそういう目を光らせて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この全体を通して、ケアラー支援に、タイトルのケアラー支援でございますけれども、このケアラー支援を進めていくために全国各地で条例の制定の動きがございます。2020年3月には埼玉県で、それから次、今年ですか、今年の3月、2021年3月には北海道の栗山町で北海道発のケアラー支援条例が、それから6月には三重県の名張市というところでケアラー支援の推進に関する条例が相次いで制定されております。

北海道においても現在北海道ケアラー支援条例、素案ですね、に関するパブリックコメントが実施されておまして、本町においても様々な世代や立場で家族などが介護する人、ケアラーを地域社会全体で支援していくためにも、ぜひともこのケアラー支援条例の制定に率先して取り組んでいくべきではないかなと私は思ひますけれども、町の見解について伺いたひと思ひます。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいま議員がおっしゃられたように、今北海道ではパブリックコメントをしております。今後条例が制定されて、北海道のほうでケアラーの支援の計画が策定されていくのかなというふうにお思ひしております。

足寄町においても、ケアラーを支援するというのは条例によらず学校でも細かい目配りをしていただひて、障害とか介護の関係については福祉課なり町の関係事業所なりが支援をしていくということで、条例にかかわらず支援を図っているところかなと

いうふうにお思ひしておりますので、すぐに条例を制定するとかということはお考へておりませんが、今後他町も参考にさせていただきながら検討していければなというふうにお思ひますので、御理解いただければと思ひます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 分かりました。

今後様々な国とか道とか、いろいろな支援が出てくると思ひますけれども、それらを活用してぜひとも前向きに取り組んでいただきたいことを要望しまして、このケアラー支援については終わりたいと思ひます。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をします。

3時まで休憩といたします。

午後 2時46分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

高道議員の質問からお願いをいたします。

2番。

○2番（高道洋子君） 質問事項、アフターコロナを見据えて、町民の命を守る健康対策について。

新型コロナウイルス感染症の影響により、活動やイベント等の中止、高齢者の外出の機会が減少し、動かないことによるフレイル（虚弱）のリスクが懸念されております。

コロナ禍で体を動かさない、食事が偏る、会話が減るなどの生活が続いて、身体や認知機能に影響が出てきている高齢者が急増しているとされ、コロナフレイルと注目されております。

また、新型コロナウイルスへの感染を恐れて、医療機関への受診を控えたり、各種検診（健診）を自粛する人も増えております。特にがん検診の受診率は全国的に大幅

に低下しており、公益財団法人日本対がん協会の調査では、2020年1年間の5つのがん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん）の受診者数が、対前年比で30.5%の大幅な減少となっているとのことです。

これにより、これを全体に置き換えると2020年の国内では、少なく見積もっても1万人以上のがんが未発見となっていることが懸念されるとのことです。

がんはコロナ流行下でも変わらず発生していることが考えられます。がん検診の受診を見送っているうちに、未発見のがんが進行がんとなり、治療の選択肢を狭めてしまいかねない重大な問題です。

これらのことから、以下の点について町長の御所見を伺います。

- 1、コロナ禍における高齢者のフレイル（虚弱）対策について。
- 2、各種検診（健診）の直近3か年における受診率について。
- 3、受診率を上げるための具体的な取組について。
- 4、検診（健診）後の保健指導等の取組はどのように行われているか。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 次に、アフターコロナを見据えて、町民の命を守る健康対策について的一般質問にお答えします。

1点目のコロナ禍における高齢者のフレイル（虚弱）対策についてですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染予防の観点から多人数が集まる介護予防活動の開催が困難となり、高齢者の運動機能や認知機能の低下傾向が全国的にも問題視されていますが、本町においても同様の懸念があったことから、広報あしよろにおいてフレイル状態の自己チェックの方法や予防方法等を紹介したほか、町民の方が自宅で体操を実施する際の支援として、本町で作成しているニコニコ体操と介護予防教

室等で実施しているいきいき百歳体操のDVDを希望者に無料配布しました。

また、通所型事業である介護サービス事業所、介護予防事業及び生きがいデイサービスについては、緊急事態宣言下においても感染予防に配慮した上で事業を継続していただき、介護予防を図っていただきました。

高齢者等複合施設の地域交流活動につきましても、近隣地域の感染状況を見ながら、少人数の場合は施設内において活動を実施し、多人数の場合は町民センター等を使用して密を回避しながら事業を行っており、フレイル対策の一翼を担っていると考えております。

このほか、老人クラブの健康教室や各地域でフレイル予防の講話を希望される場合については、地域包括支援センターが出向いて介護予防事業を実施しており、今後も健康教室等を通じて高齢者のフレイル状況を把握し、予防に取り組んでいきます。

2点目の各種検診の直近3か年における受診率についてですが、本町の各検診の受診率算出対象者と受診率は、特定健診は40歳から74歳の国民健康保険加入者で、平成30年度54.1%、令和元年度51.8%、令和2年度57.3%となっています。また、各種がん検診につきましては、胃がん検診は50歳から74歳で平成30年度5.9%、令和元年度5.4%、令和2年度3.4%。肺がん検診は40歳から70歳で平成30年度6.1%、令和元年度6.1%、令和2年度14.5%。大腸がん検診は40歳から74歳で平成30年度6.3%、令和元年度5.4%、令和2年度6.3%。乳がん検診は40歳から74歳で平成30年度14.5%、令和元年度14.2%、令和2年度11.3%。子宮がん検診は20歳から74歳で平成30年度11.4%、令和元年度10.5%、令和2年度8.7%となっております。

なお、がん検診の受診率の計算方法につ

きましては、厚生労働省における地域保健・健康増進報告書に基づくものとなっております。受診者数については町で実施している検診の受診者数を用いての算出となっております。

3点目の受診率を上げるための具体的な取組についてですが、特定健診ではポスター掲示、対象世帯への訪問、電話などによる受診勧奨を行っているほか、健診受診などをポイント化した健康ポイント事業の実施や国保病院に通院している方の検査データの受領など、受診率向上に向け各種取組を実施しております。

がん検診においては、チラシの新聞折り込みでの周知や訪問での受診勧奨のほか、年齢が節目に達したときにはクーポンを発行して無料で受診ができる機会を提供しており、さらにその後の継続的な受診への意識づけを行っています。また、特定健診と合わせての実施など受診しやすい環境づくりも行っております。

4点目の健診後の保険指導等の取組についてですが、特定健診受診者のうち集団健診の受診者については、受診1か月半後に役場において受診者本人に直接結果を説明し、支援が必要な方には、その後半年間にわたって面接や状況確認の保健指導を繰り返して改善を目指していきます。

また、がん検診に関しては、検診機関から所見があった方について精密検査の受診勧奨を行っており、その後は精密検査の結果や未受診等の状況に応じて受診の必要性を説明し早期の受診を勧めています。

今後も受診率向上のための情報提供や健康教育等各種保健事業を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、高道議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

2番。

○2番（高道洋子君） 再質問をいたしま

す。

まず厚生労働省は2020年4月から75歳以上の後期高齢者を対象に、新たにフレイル健診を導入いたしました。フレイルとは日本語に直訳すると虚弱ですが、分かりやすくいうと筋力が衰えた高齢者が介護を必要とする一歩手前の状態のことだそうで、高齢になると筋力が落ちたり食が細くなったりするため、フレイルの早期発見で重症化を防ぐことができます。特にコロナ禍にあっては、外出の自粛等により運動不足となりフレイルの増加が懸念されております。

そこでお聞きいたしますが、まず本町におけるフレイル健診の実情、実施状況について伺います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御質問なのですけれども、フレイルについての健診というのは特別行ってはおりませんけれども、例えば御自分でできるようなフレイルのチェックですとか、そういうチェック項目がありますので、そういうもので御自分の状況を把握していただいたりとか、あとは老人クラブとか各種介護予防教室をやっているところにおきましては、その方の体力の状況とかそういうものを測定させていただいて、そこから継続的に運動して体力といいますか筋力とか、そういうものがどれぐらい改善されたかとか維持されたかというような取組は行っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 私も言われて見ましたが、フレイル健診という15項目の質問がございまして、A4、1枚ぐらいにそれを一度マル・バツの方式で、それで参加したことがございました。

そういう15の質問のフレイル健診の活用などについては、データの活用ですね、それはどのように。先ほど言った老人クラ

ブとかそういうところで発表しているということですか。分かりました。

そういうのをできれば広報とか、そういうところにも知らせてみたらいいのではないかなと思いますけどどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） コロナがやっぱり発生しましてから、皆さんが外に出て活動されるのが少なくなったということもありますので、昨年から今年度にかけて2回広報のほうにフレイルの15項目ではないのですけれども、5項目の簡易版というのがありまして、そちらのチェック表を載せたりとか、フレイルを予防するためにはこのようなことをしましょうということで、例えば栄養を取りましょうとか、健康管理をしましょうとか、こういうものが必要ですというような項目を広報のほうで周知をさせていただいております。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 今後、団塊の世代の方たちが75歳に達する、いわゆる2025年問題ですね、それに向けて町として具体的にはどういう取組を計画されているか伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） その方たちをピンポイントに焦点を当てた計画というのは特にはないのですけれども、介護保険計画の中には老人保健計画というのもございます。一緒につくっておりますので、そこで介護予防について書いていたり、あとは病気にならないようにということで健康を維持する、健康寿命を長くするというようなことを周知してそれぞれの健康を守っていただけるような啓発をしていきたいというふうに考えています。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 次に、先ほどのがん検診の各種検診の3か年間の結果が御答弁にございました。そこについて伺いたいと思います。

この各種検診、特定健診など、私の知っているところでは、前にも一般質問で話したことありましたけれども、たしか平成27年ですか、平成27年が足寄町は59.4%ということで、全道で10位、十勝管内で2位と、その受診率の高さが、そこをピークだったような気がいたします。その後、今の資料によりますと、元年には51.8%で、全道で37位の、管内7位まで下がりましたけれども、でもこの令和2年ですか、このたびは57.3%と持ち越したと。現場の方たちの頑張りもあったように思いますが、その中で、その後のがんの部門別のがんの中で特に大変悪いと思うのが胃がんなのですね、胃がん。胃がんは令和2年度は3.4%と。確かにコロナのせいもあるかもしれないですけども、肺がんは14.5%ですから、そればかりでもないのかなという思いがいたしますが、この胃がんはなぜ低い。これは今回だけでなく前年通しても30年、元年、2年とやはり5.9%、5.4%、3.4%ということで、特にこの令和2年の3.4%が低いと思うわけですね。何が原因だと思われませんか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） こちらの受診率につきましては、足寄町の集団検診を受けていただいた方が対象となっております。

まだ働き盛りの方に関しましては、会社とかそういう事業所で健康診断とか人間ドックとかを受けられていて、そちらの分は含まれていないので、働き盛りの方は健診を受けるときに受けた方についてはここに含まれていないというのが受診率が低いということもひとつあるのかなというのと、あと胃がん検診に関しましては、検査の方法としてバリウムだったり胃カメラというようなこともありまして、やっぱり少し検診を受けるにはちょっと負担が大きいのかなというふうに思います。それで検診を避けられるといたしますか控えられる方もいらっしゃるのかなというふうに思ってい

ます。それがこの受診率が低い理由かなというふうに捉えているところです。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 課長もおっしゃいましたが、私もそのように思っております。胃がん、私も毎年ドックとかいろいろな病院で検診を受けますけれども、このバリウム検診ですね、これは私の周りのお友達とか大体同世代の人、若い人もそうですけれども、このバリウムを飲むということがまず大変だと。すごい負担があるということと、それから私はバリウムは何ぼでも飲めるのですけれども、台の上に乗って逆さまになるときですね。あれが体重が重いせいかね、真っ逆さまに落ちるような気がするのです、台が逆さまになりますよね。それで厚生病院でしたときはもうとっても自信がなくて、なぜかという手の握力だと思うのですよ。手で支えきれない、両手で。それで肩に何かすごい枕を、硬い、それをお医者さんをお願いして検査のとき、これを充ててくださいと。そうでないと私逆さまになれないということで、そして急遽そういうものも用意してあって、していただいたのですけれども、でもそれ以来、もうバリウムは私は無理だと。手が絶対自信ないのですよ、逆さまに落ちるような気がして。そのせいでないかなと、今、課長もおっしゃいましたけれども。ですから、私の周りの人もみんなそう言っています。バリウムのやり方がどうもだめだということで。だからそれ以来私は内視鏡、鼻からと口から、それ選べるのですけれども、それを選んでやっております、内視鏡ですね。そして、地元でも病院でもできるように聞いていますし、ピロリ菌のときは私は町立病院で鼻からやりました。ですから、胃カメラですね、内視鏡、これに切り替えたらどうかなというふうに今回切に思うわけです。もちろん助成制度も設けて、そういうことで町内でできるし、そうすると3%がもう10%にも、肺がん並みに上

がるのではないかなと。口からと鼻からと選べると思いますしね。それについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまおっしゃったように、バリウムは飲んだ後の検査受けるのが非常に体力的に厳しいという方もいらっしゃるということで、カメラに切り替えた場合に、例えば町内の医療機関でがん検診として、そういうカメラ検査ができるのかとか、また助成関係とか、助成金の関係とか、そちらのほうについては今後診療体制等も聞きながら、ちょっと検討していきたいなというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） ぜひ、やっぱり胃がんは早期発見ということで、早期発見すると90何%5年間生きられるという資料もございます。ですから、結構町内にも胃がんで亡くなった方が結構聞いておりますので、ぜひ内視鏡検査に切り替えて、前向きで検討していただきたいと思うわけでございます。

次に行きたいと思います。

今や国民の2人に1人が将来何らかのがんにかかるというふうに言われておりますけれども、やはり今後受診率の向上を目指していくためには40代、50代の働き盛りの世代や子育て世代の受診を増やしていくことが大事かなというふうに思うわけです。

そこで、若い世代からがんに対して正しい知識を学んでいくということが大変重要だと考えておりますので、本町では、私も前にも一般質問させていただいて、国保病院の村上院長から御協力を頂いて、足寄高校の3年生でしたかしら、毎年1回大変なスケジュールが大変な中、高校生も、コロナ禍の前は毎年1回がん教育を村上院長に来ていただいて、私も仲間と共に授業に参観させていただいたことがありましたけれども、大変院長先生のお話は画面を使って

本当に、機器を使って、本当に分かりやすくお話しなされるのです。子供たちも全校というより、3年生、全学年、クラス男女みんな受けてましたけれども、本当にひそひそ話が一切なく、もう本当に聞き入っている様子が、みんな初めて聞く話なものですから大変よかったと思うのですよね。そして後から感想文というか、お話を聞いたらやっぱり家族とも、うちへ帰ってから両親とも親とも家族ともそういうがんの話がお互いにできてよかったという、家族と一緒に意識を共有したということをお聞きしております。

そこでお伺いしますが、このがん教育をぜひともコロナが終わりましたら、小中学生、今まで高校生でしたけれども、小中学生にも行っていただきたいな、年に1回というふうに思うわけですがけれども、がん教育ですね。いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

過去に中学校では医師に来ていただいて、がん教育やったことがあろうかと思えます。ただ、毎年はやってはいないのではないのかなと思えます。

今おっしゃったとおり趣旨については非常に大切なことだと思っておりますので、ちょっと学校の校長とちょっと協議させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 何年に一回かなさったことがあるという中学校ですね。でも、これぜひ毎年卒業生に、ぜひそれをお話を聞いていただきたいということをお願いしたいと思っております。

それから次に、何か今回一般質問に当たり、健康問題についてお勉強していきますと、データヘルス計画という言葉が出てきました。平成30年度に第2期のデータヘ

ルス計画が策定されて云々とありましたけれども、ほかの町村、インターネットでは載っていたのですが足寄町には載ってなかったのですけれども、このデータヘルス計画の内容についてお聞かせ願いたいとの、町民に対してどのようにお知らせしているのか伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御質問、データヘルス計画の関係なのですけれども、データヘルス計画は厚労省の指針に基づいて保険者が健康医療情報を活用して効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画というふうになっております。

足寄町につきましても、平成30年度から令和5年度までの6年間の計画を策定しております。今現在、ホームページとかそのようなものでお知らせをしていないところでして、ちょうど昨年までが3年間、平成30年から令和2年度までで3年間の半分の期間が終わったということで、令和3年3月で中間見直しというのを今整理しているところでございます。そこまでの数字で、3年間の数字を整理して、今後の目標と、今までどれぐらいの実績かというのと今後の目標を整理したものを今調整中でございますので、それが整理が終わりましたらホームページ等でお知らせしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） ぜひホームページに掲載して、どういうふうに活用していくのか、概要など町民にお知らせ願いたいと思います。

最後になりますけれども、現場の保健師さんですね、保健師さんは本当にこのお仕事はコロナの接種とか、またコロナの啓発啓蒙とかいろいろな対応が出てきまして、これまでなかった仕事が増えたこともあって、事務的な仕事量が一段と増加していると推察するわけでございます。

保健師さんは、前にも一般質問にもお話ししたことありましたけれども、やっぱり専門職であります。何年間も専門の教育を受けて、そして現場の町民とかそういう人たちとじかに接して相談に乗ったり、適切なアドバイスをしたりというのが保健師さんの仕事だと思いますが、やはり足寄町の場合は机に向かってコンピューターで事務作業が大変多いようにお見受けしております。

時間外勤務も本当に福祉課がいつも明々と電気ついていると町民の人がよく言いますが、保健師さんもその中で事務的なことですね、やっているのではないかなというふうに思うわけです。

やはりこういうもったいない、専門職の方に事務的な仕事を、コンピューターですね、いろいろな報告とか企画立案とかいろいろあるのだと思いますけれども、それは事務屋さんに任せて、やはり現場に出ただけということが望ましいかなというふうに常々思っております。本当に事務屋さん、昔はいたそうに聞いておりますけれども、いつの頃からかその事務屋さんがいなくなったとも聞いております。現場の保健師さんはどう思っているかは分かりませんが、やはりそういう事務作業ですね、そういうことは、新たに採用するのではなくて、前にも言ったことがあったのですけれども、OBの方とか、役場のね、それからそういう臨時職員でもいいと思うのですけれども、そういうことを増やしていただいて、そういう事務担当職員を新たに配置しまして、保健事業の推進をぜひとも前に進めていただきたいと、現場に出させて、出していただきたいというふうに思うところでございますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御質問なのですけれども、コロナもありまして大変福祉課のスタッフには頑張っていた

だいているというふうになんか私も思っております。

事務関係の仕事を保健師等の専門職もしているということで、専門職は専門的な仕事をするという御意見ですけれども、今保健活動をするにしてもやっぱり町の仕組みとか事務的なことというのはある程度やっぱり分かって仕事をするのは必要だと思うので、事務全般が全て事務職員がやらなければいけないというか、やるというふうな業務分担というのはそこまでは完全に分担するようなことというのはまず難しいというふうに思っております。

しかし、おっしゃられるように、事務的なことに関してはほかの事務職が協力して行うとか、あとは例えば今健診率を上げるための業務の一つとして、医療費の分析とか受診勧奨とか、そういう業務もございまして、そちらについては国保連がやっている事業のほうの委託なのですけれども、昨年度からそういうものにも取り組ませていただいております。内部での業務ですね、業務で専門的、逆に業者さんが専門的にできる部分とか、職員ではなくてもできる部分については外部の力を借りるといいですかね、そちらのほうに業務をお願いしてやっているとございまして。

あと、現場に出て活動というのも必要ですけれども、保健的なものではなくても包括のほうの保健師も、今現場に出て各高齢者の独居と高齢者世帯のお宅を訪問するなどして活動しております。保健推進だけでなく福祉課全体の保健師の中で外に出て仕事をして、そこを担っているという部分もございまして。

今後も業務の整理をしまして、どのような業務分担がいいのかを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 前にも質問のときにも、数年前ですね、保健師さんのお仕事

も全部出していただいて、内容ですね、項目も全部見ました。見せていただきました。本当に健診から始まって結構あるのですよね。本当に何百、本当に1年間通すと相当数のお仕事がありました。だからその中で、そしてなおかつ事務の報告とかそういう事務的な作業という、昔と違って本当にどこか行くにも帰ってくるにも全部書類が必要でございます。だからそれらは行った人でないと分からないこともあるかもしれませんが、だけれども、事務屋ができることは事務屋さんがやっただいて、なるべく町民に接する機会を、健診だけでなく個別に本来の保健師さんの本来のお仕事、せっかく教育を受けて就職したわけでございますから、そういう機会を、環境づくりですね。それがやっぱり課長の仕事でないかなと思うわけでございます。ですから、本当に福祉課の中でやるのも仕事ですけれども、使命ですね、保健師さんは保健師さんとしての使命を果たしてあげてほしいなと思うわけであります。

いろいろといろいろな事情があるのかもしれませんが、最後に健康対策について町長から所見を伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 町民皆さん誰もがやっぱり健康で長くこの地元で、住み慣れた足寄で住み続けたいと、こう思っているのではないかなと思っております。

そういった意味で、本当にいつまでも健康に過ごせるということがやっぱり一番大切なことなのかなというように思っているところであります。そういったところを町としても福祉課中心になりながら、そういうサポートといいますか、町民の皆さんが健康で暮らせるように、そういった取組を進めていかなければならないなと考えているところであります。

保健師さんの話もいろいろと出ましたけれども、保健師さんもやっぱり保健師さん

専門職としてやはり町民の皆さんと顔を合わせていろいろな指導も、町民の皆さんに健康指導だとかそういったこともしなければなりませんし、また保健師さんでなければならぬ、やらなければならない事務仕事みたいなものというのもやっぱり当然あるわけであります。何でも事務的な仕事は事務職でということにはやっぱりなかなかなくて、保健師さんがやらなければならない事務仕事もあるわけですから、どうしても日中まちの中に出て町民の皆さんと顔を合わせて保健指導とかそういうことをやってきた後、帰ってきた後また戻ってきて事務的な仕事もやらなければならないというようなことで、夜遅くまで電気がついていてということもあるかなというように思ってますし、また最近ではやっぱりコロナの関係もありますから、いろいろな取組というのは今まで以上にこの一、二年、去年からですね、そういう仕事がまたさらに増えてきているのかなというように思っているところであります。

いずれにしても、町民の皆さんの健康を守るということで保健師さんやっぱり重大な任務を担っていかなければならないわけですから、今お話あったように、なるべく町民の皆さんと顔を合わせるような機会を多くしながら、町民の皆さんといろいろ話をしながら皆さんに健康の話、健康についてもっと取組を進めていけるような、そういった形にしていければなというように思っているところでありますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） これにて、2番高道洋子君の一般質問を終えます。

◎ 延会の議決

○議長（吉田敏男君） ここでお諮りをいたします。

本日はこれで延会をしたいと思います。
御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

○議長(吉田敏男君) 本日はこれで延会をいたします。

次回の会議は、12月14日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 3時42分 延会

◎ 延会宣告

令和3年第4回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員